全国健康保険協会システム

端末等及びLAN環境導入に係る機器一式

仕様書

目　次

第 1 章　調達概要
　　第 1　　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-1
　　第 2　　調達内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-2
　　第 3　　納入物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-4
　　第 4　　納入場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-7
　　第 5　　前提・制約条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1-7

第 2 章　基本構想
　　第 1　　LAN 環境に求める基本要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-1
　　第 2　　LAN 環境に求める機能要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2
　　第 3　　セキュリティ要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2-2

第 3 章　調達対象物品
　　第 1　　基本事項・・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3-1

第 4 章　役務内容
　　第 1　　基本事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4-1

第 5 章　スケジュール定義
　　第 1　　マイルストーン・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5-1
　　第 2　　全体工程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5-1

第 6 章　プロジェクト管理要件
　　第 1　　スケジュール要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6-1
　　第 2　　リスク管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6-2
　　第 3　　品質管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6-2
　　第 4　　要員管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6-2
　　第 5　　課題管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6-3
　　第 6　　コミュニケーション管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6-3

第 7 章　設計・環境構築・テスト要件
　　第 1　　設計・環境構築要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7-1
　　第 2　　テスト要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7-6

第8章　　運用保守要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8-1

第 9 章　妥当性証明
　　第 1　　調達担当課室の長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9-1

別紙 1　　全国健康保険協会システム　全体構成概要
別紙 2　　全国健康保険協会システム　開発全体工程表
別紙 3　　全国健康保険協会システム　開発作業体制表
別紙 4　　全国健康保険協会システム　業務拠点一覧及び機器導入台数
別紙 5　　全国健康保険協会システム　ソフトウェアライセンス数
別紙 6　　全国健康保険協会システム　拠点別導入スケジュール
別紙 7　　用語集

参考 1　　全国健康保険協会　業務拠点フロアレイアウト
参考 2-1　全国健康保険協会システム　システム方式概要設計書（健康保険業務システム関係）
参考 2-2　全国健康保険協会システム　システム方式概要設計書（間接業務システム関係）
参考 3　　マルチペイメントネットワーク標準帳票ガイドライン
参考 4　　全国健康保険協会システム　非定型帳票イメージ
参考 5　　全国健康保険協会システム　開発管理標準
参考 6　　全国健康保険協会システム　データセンター機器一覧（抜粋）
参考 7　　全国健康保健協会システム　健康保険被保険者証仕様詳細
参考 8　　現行システムより移設する機器一覧

第１章　調達概要

第１章　調達概要

第１　はじめに

政府管掌健康保険については、現在、社会保険庁において運営されているところであるが、内閣官房長官主宰の「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」の報告書（平成17年5月）や、政府・与党医療改革協議会の「医療制度改革大綱」（平成17年12月）において、その運営を国から切り離し、全国単位の公法人を保険者として設立する方針が示され、これに基づき、「健康保険法等の一部を改正する法律案」が第164回国会に提出され、平成18年6月成立し、公布された。

この新たな公法人（「全国健康保険協会」（以下「協会」という。））については、平成20年10月1日に設立されることとなっており、被保険者等の意見を反映した自主自律の保険運営を確保するとともに、都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率を設定するなど、都道府県単位の財政運営を基本とすることとしている。また、健康保険の適用や保険料の徴収の業務については、事務の効率化や事業所の負担軽減の観点から年金運営主体において厚生年金の業務と併せて行い、協会は、保険給付や保健事業、保険料率の設定等の業務を行うこととなっている。

こうした中、協会については、健康保険組合に加入していない者に対する被用者保険の最後の受け皿として、平成20年10月1日から保険給付等の業務を確実に実施できるよう、社会保険オンラインシステム（以下、「現行システム」という。）とは独立した新たなシステム開発を進めていく必要がある。

この新たなシステムについては、平成20年9月30日までという短期間で開発を完了し、確実に運用を開始することは言うまでもないが、本システムは「電子政府構築計画」及び「電子政府推進計画」の一環として、平成18年に策定された「社会保険業務の業務・システム最適化計画」に基づき実施されるものであり、現行システムが抱える諸課題の解決を図り、費用対効果に優れたシステムを構築していく必要がある。

社会保険庁においては、「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」や「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」の議論を踏まえ、「業務改革プログラム」を策定し、業務改革の推進に取り組んでいるところであるが、健康保険業務に係る新たなシステムの構築にあたっては、法令遵守を基本原則とし、業務改革を推進するとともに、医療制度改革に適切に対応し、医療費の適正化等の保険者機能を強化していく必要がある。

また、今般の健康保険法の改正による健診の義務化等の医療制度改革に適切に対応していくとともに、政府のIT新改革戦略を踏まえ、レセプトのオンライン化などの動向に十分に留意し、これに対応したシステム構築を進めていく必要がある。

こうした課題を踏まえ、全国健康保険協会システムについては、①業務の効率化･合理化、②被保険者サービスの向上、③保険者機能の強化、④安全性･信頼性の確保、⑤経費削減を基本理念として、その構築を行うものとする。

本書は、協会本部及び全国に点在する47支部（以下、「各業務拠点」という。）に設置する端末及び入出力機器等（以下、「端末等」という。）並びに構内通信設備及び付随す

る機器（以下、「LAN 環境」という。）のリースと、その導入に係る調達仕様書である。本章では、調達内容の概要を示す。さらに、第２章以降では端末等及び LAN 環境に関する基本構想、調達対象物品、役務内容、スケジュール、設計・環境構築及び保守業務等についての要件を示す。

なお、本件を含む全国健康保険協会システムの全体像と開発スケジュールとして「別紙 1 全国健康保険協会システム　全体構成概要」及び「別紙 2 全国健康保険協会システム　開発全体工程表」を添付している。

第 2　調達内容

1　品名

全国健康保険協会システム端末等及び LAN 環境導入に係る機器一式

2　物品及び役務

本調達では以下に示す物品を調達対象とする。

（１）　LAN 環境の設計・構築・保守

① 各業務拠点の構内通信を稼動させるために必要となる機器の設計・導入及び保守

（２）　ハードウェア機器及びその設計・初期設定・保守

① 本仕様書の「第 3 章　調達対象物品」に記載する要求仕様を満たすハードウェア一式

② 納入するハードウェア一式に対する初期設定・保守

（３）　ソフトウェア製品及びその初期設定

① 本仕様書の「第 3 章　調達対象物品」に記載する要求仕様を満たすソフトウェア一式

② 納入するソフトウェア一式に対する初期設定・保守

3　役務内容

本調達の役務範囲は、端末及びLAN環境の稼動に係る、工程管理・基本設計・詳細設計・機器発注・環境構築・機器設置・動作確認・テスト支援・運用保守・本番運用リハーサルの支援・システム移行の支援、に分類される。

受注者は、平成20年10月1日から協会の各業務拠点において業務を円滑に実施できるよう、本番稼動可能な状態にすること。

なお、受注者と調達済の他の業者との役割分担については、「別紙3　全国健康保険協会システム　開発作業体制表」に従い、該当する役割について責任を持って対応すること。

図表 1-1　調達範囲の概要

No	項目	概要説明	別紙３との対応
1	工程管理	プロジェクト管理、進捗・品質管理、共通課題管理、個別課題管理を行うこと。詳細については、「第6章　プロジェクト管理要件」を参照すること。	工程管理
2	基本設計	端末等及びLAN環境の稼動環境について設計を行い、基本設計書を作成すること。詳細については、「第4章 役務内容」を参照すること。	基盤・ハードウェア（ネットワーク、端末）
3	詳細設計	端末等及びLAN環境の稼動環境について設計を行い、詳細設計書を作成すること。詳細については、「第4章 役務内容」を参照すること。	
4	機器発注	各業務拠点に設置する本調達の対象物品の発注を行うこと。詳細については、「第4章 役務内容」を参照すること。	
5	環境構築	「3 詳細設計」に基づき「4 機器発注」にて用意する端末等及びLAN環境の構築を行うこと。詳細については、「第7章 設計・環境構築・テスト要件」を参照すること。	
6	機器設置	各業務拠点に設置する端末等及び LAN 環境の物品納入を行うこと。詳細については、「第4章 役務内容」を参照すること。	
7	動作確認	「5 環境構築」にて構築された端末等及びLAN環境について、動作確認を実施すること。詳細については、「第4章 役務内容」を参照すること。	
8	テスト支援	総合テストを主として実施する健康保険業務システム開発業者及び間接業務システム開発業者の指示に従い、適切な支援作業を行うこと。 総合テスト（基盤）を主として実施する健康保険業務システム基盤・ハードウェア開発業者の指示に従い、適切な支援作業を行うこと。詳細については、「第 7 章 設計・環境構築・テスト要件」を参照すること。	システム開発（健康保険業務、間接業務及び健康保険業務-間接業務インターフェース） 基盤・ハードウェア（ネットワーク、端末）
9	運用・保守	端末等及びLAN環境の運用・保守業務の設計を行い、運用者向けドキュメント及び保守作業者向けドキュメント作成を行うこと。 保守期間において、調達範囲内のハードウェア及びソフトウェアについて、定期点検、障害対応、修正等の保守作業を行うこと。詳細については、「第8章 運用・保守要件」を参照すること。	基盤・ハードウェア（ネットワーク、端末）及び運用・保守

No	項目	概要説明	別紙３との対応
10	本番運用リハーサル及びシステム移行の支援	本番運用リハーサルを主として実施する医療保険課の指示に従い、適切な支援作業を行うこと。 システム移行を主として実施する健康保険業務システム及び間接業務システム開発業者の指示に従い、適切な支援作業を行うこと。	基盤・ハードウェア（ネットワーク、端末）及びシステム移行

4　契約期間

契約日～平成 20 年 9 月 30 日

上記の期間で、協会のシステム本稼働に必要な作業を全て完了させること。

但し、本契約終了後もリース契約期間中(平成 20 年 8 月 1 日～平成 25 年 7 月 31 日)は継続して保守を行えること。

第 3　納入物

1　ドキュメント類

調達対象である端末等及び LAN 環境の設計では、本仕様書の内容及び社会保険庁運営部医療保険課（以下、本プロジェクトの窓口となる場合において「医療保険課」という。）に対して行う要件確認の結果及び各システム開発業者が作成した要件定義書に基づき、基本設計書や詳細設計書を作成し、納入すること。

端末等及び LAN 環境の構築では、本仕様書の内容及び医療保険課に対して行う要件確認の結果に基づき、各種の計画書、テスト報告書等を作成し、納入すること。なお、これらの成果物については、「図表 1-2　納入ドキュメント」に示す「納入期限」までにすべて提出すること。

以下に納入ドキュメントの例を示すが、受注者が有する開発標準、作業標準、開発方法論に従い、必要な納入ドキュメントを提案書で示したうえで、医療保険課の承認を受けることにより、代替することができる。なお、ドキュメントを代替することにより保守・運用を行う上で問題等を生じさせないこと。

図表 1-2　納入ドキュメント

No	項目	納入ドキュメント例	調達範囲との関係(SLCP-JCF98 での規定アクティビティ)	納入期限
1	プロジェクト管理ドキュメント	プロジェクト実施計画書（プロジェクトマネジメント計画書)、作業項目の階層表（WBS)、工程表、スケジュール表、プロジェクト体制表等	プロジェクト管理（1.2.4, 1.2.5, 1.2.6, 2.1.2, 2.1.4, 2.8.1, 2.8.2, 3.1.1, 3.1.2, 3.1.3, 3.1.4)	平成20年5月31日（但し、プロジェクト実施計画書は契約後2週間以内)
2	基本設計書	ネットワーク構成図、ハードウェア構成設計書、ソフトウェア構成設計書、運用プロセス設計書、保守プロセス設計書等	基盤・ハードウェア（3.2.1)	平成20年5月31日
3	品質管理ドキュメント	品質計画書、品質評価基準書(評価指標、判断基準）、品質報告書等	プロジェクト管理（2.3.1, 2.3.2, 2.6.1, 2.6.2)	平成20年6月15日
4	詳細設計書	LAN 環境設計書、端末環境設計書、運用設計書等	基盤・ハードウェア（3.2.1)	平成20年6月23日
5	構築計画ドキュメント	端末構築計画書、LAN 環境構築計画書、環境構築手順書等	基盤・ハードウェア（3.2.1)	平成20年6月23日
6	動作確認ドキュメント	動作確認計画書、動作確認手順書、動作確認報告書等	基盤・ハードウェア（1.4.11)	平成20年7月31日
7	システム環境定義書	システム環境構成書、ハードウェア構成管理プロセス実施計画書、ソフトウェア構成管理プロセス実施計画書、ネットワーク環境定義書、ハードウェア環境定義書、ソフトウェア環境定義書等	基盤・ハードウェア（3.2.1, 3.2.2)	平成20年9月30日
8	職員、システム管理者、運用オペレータ向けドキュメント	機器操作等に関するシステム運用説明書、システム運用手順書、システム処理手引書等	基盤・ハードウェア（1.5.1)	平成20年9月30日
9	保守作業者向けドキュメント	保守計画書、マニュアル文書化プロセス実施計画書、マニュアル構成管理プロセス実施計画書、システム保守手順書、システム保守基準書、システム障害対策基準書、システム障害対策手順書、不正アクセス監視マニュアル、ウィルス対応マニュアル、緊急時対応計画(システム運用)等	基盤・ハードウェア（1.5.1, 1.5.5, 1.6.1)	平成20年9月30日

2　物品

「図表 1-3 納入ハードウェア、ソフトウェア及び関連資材」に提示する項目について、納入すること。

図表 1-3　納入ハードウェア、ソフトウェア及び関連資材

No	項目	概要説明	納入期限
1	ハードウェア	本件で導入するハードウェア一式 ※詳細については、本仕様書の「第 3 章　調達物品一覧」を参照すること。 ※消耗品については、当該製品を使用する上で最低限必要な個数と交換用予備一式を添付すること。	平成 20 年 7 月 31 日
2	ソフトウェア	本件で導入するソフトウェア一式 ※詳細については、本仕様書の「第 3 章　調達物品一覧」を参照すること。 ※メディアについては、各業務拠点に 2 セット納品すること。	
3	各種設定ファイル	本件の環境構築作業で設定した定義ファイル（スクリプト、シェル等を含むマスターCD） ※各業務拠点に 2 セット納品すること。	平成 20 年 9 月 30 日

本調達にてリースされるハードウェア及びソフトウェア（以下、「製品」という。）は、平成 20 年 7 月 31 日までに納入すること。なお、平成 20 年 9 月 30 日までは一部の業務拠点にて既存業務を継続運用するため、納入拠点毎に設置時期、設置場所等を調整すること。また、本調達にてリースされる一部の製品（※1）については、総合テスト期間中はデータセンターにて設置・設定・検証することとし、検証終了後、業務拠点に配送し、設置・検証を行うこと。

※1　データセンターに設置する対象機器については、「別紙 6　全国健康保険協会システム　拠点別導入スケジュール」を参照すること。

3　納入方法

(1) 受注者はシステム納入時に指定のドキュメントを紙及び外部記憶媒体（CD-R または DVD-R）により日本語で提供すること。

(2) 紙のサイズは、日本工業規格 A 列 4 番を原則とする。図表については、必要に応じて A 列 3 番を使用することができる。また、バージョンアップ時等に差し替えが可能なようにバインダー方式とする。

(3) 外部記憶媒体に保存する形式は、Word2003、Excel2003、Visio2003 及び PDF 形式とする。なお、ネットワーク構成図、機器レイアウト等の図面については、Visio2003 形式とすること。ただし、医療保険課が別に形式を定めて提出を求めた場合はこの限りでない。

(4) 紙及び外部記憶媒体は 2 式ずつ用意すること。

4　ドキュメントの修正等

ドキュメントに修正等があった場合は、紙については、更新履歴と修正ページ、磁気媒体等については、修正後の全編を速やかに提出すること。

第 4　納入場所

ドキュメント類については、医療保険課が別途指示する場所に納入すること。

ハードウェア、ソフトウェアについては、「別紙 4　全国健康保険協会システム　業務拠点一覧及び機器導入台数」に示す場所に納入すること。

第 5　前提・制約条件

1　体制

(1) 受注者は、本件の業務を履行できる体制を設けるとともに、作業に先立ち以下の事項についてプロジェクト体制表を書面で提出し、医療保険課の承認を得ること。

ア　受注者側の体制

イ　受注者側の責任者

ウ　連絡体制（受注者側の対応窓口）

(2) 受注者側のプロジェクト管理責任者は本件の専任とすること。

(3) やむを得ない理由により体制を変更する場合は、事前に医療保険課と協議し、書面による承認を得ること。

2　再委託

本件の一部について再委託を希望する場合、受注者は、事前に医療保険課と協議し、書面による承認を得ること。その際、受注者は、再委託先業者名、再委託の内容、提供する情報の内容、再委託先の管理方法等を記載した文書を提出すること。

3　プロジェクト推進に関する成果物

受注者は契約後 2 週間以内に医療保険課が別途提示する開発管理基準に従い、以下(1)について記載したプロジェクト実施計画書を医療保険課に提出し、承認を得ること。なお、プロジェクトの途中段階で修正・見直しが必要となる場合、医療保険課の承認を得ること。

(1) プロジェクト実施計画（プロジェクトマネジメント計画）

プロジェクトの目的や範囲、作業項目の階層表（WBS）の定義・作成方法、大日程レベルのスケジュールと対応する WBS、プロジェクトの実行・監視・終結等の方法、プ

ロジェクト内の各種規程の改定方法、体制、会議体の定義等を記載したプロジェクト実施計画書を作成すること。

4　環境配慮

(1) 本件に係る納入物については、エコマークの認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するように努めること。また、受注者側の内部の業務においても同様の配慮を行うこと。

(2) 導入する機器については、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策等の環境配慮を行うこと。この際、以下の基本方針等に記載の事項については、必要な対応を行うとともに、特に、一般執務室に対し設置する機器に関しては、職員を中心とした環境調和に配慮すること。

ア「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」
（2005 年（平成 17 年）2 月環境省総合環境政策局）

イ「環境物品等の調達の推進を図るための方針について」（厚生労働省）

5　関係者との調整

(1) 厚生労働省全体の最適化等の観点から、厚生労働省全体管理組織（PMO)、厚生労働省情報化統括責任者（CIO）補佐官から指摘等があった場合、及び社会保険庁内の業務・システムに関する最適化等の観点から、社会保険庁個別管理組織（PJMO）から指摘等があった場合は、指摘等に従い適切な対応を行うこと。

(2) 工程管理業者から指摘や進捗等把握のための資料提出依頼等があった場合は、内容に沿って適切な対応を行うこと。

(3) 医療保険課から指示等があった場合は、その指示等に従い適切な対応を行うこと。

(4) 受注者は、現行ベンダーへの依頼や調整事項等については医療保険課と協議すること。また、必要となる調整作業を支援すること。

(5) 受注者は、「図表 1-4　プロジェクト体制図」に示す関連業者と必要な調整・とりまとめ等を行うこと。関連業者との責任分解点については、本調達仕様書の「第 7 章 設計・環境構築・テスト要件」及び「別紙 3　全国健康保険協会システム　開発作業体制表」を参照すること。

図表 1-4　プロジェクト体制図

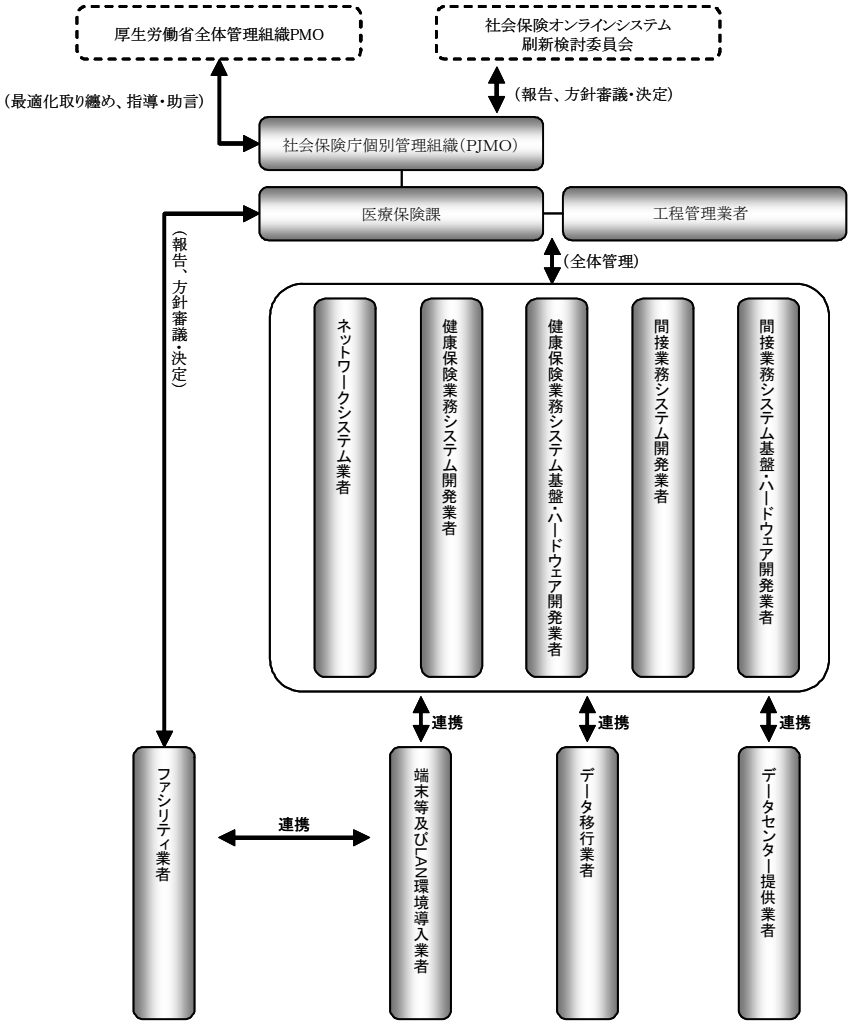

6　検収

(1) 医療保険課による検収を受ける際には、検収者の業務を極力抑え、かつ完全に検収できるよう、事前に方法を示した上で、受注者にて受入れテスト（運用テスト）の環境を整備する等の支援を実施すること。

(2) テスト環境で使用した不要なユーザ ID、プロセス、サービス、データ等を検収前には、完全に削除すること。

7　保証

(1) 各工程において必要となるハードウェア及びソフトウェア等を期日通りに各業務拠点に設置し、稼動可能な状態にすること。

(2) 本調達で導入した、ハードウェア及びソフトウェア等の稼働責任を負うこと。

(3) 検収後、受注者が納品した製品および実施した役務における瑕疵等が認められた場合は、受注者の責任及び負担において改修を行うものとする。

8　著作権等

(1) 本件に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラムの著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）は、受注者が本件のシステム開発の従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、社会保険庁が所有する等現有資産を移行等して発生した権利を含めすべて社会保険庁に帰属するものとする。

(2) 本件に係り発生した権利については、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 本件に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著作物の著作権者としての権利を行使しないものとする。

(4) 本件に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合は、事前に医療保険課へ報告し、承認を得ること。

(5) 本件に係り第三者が有する知的所有権を利用する場合は、受注者の責任において解決すること。

(6) 本件に係り発生し、社会保険庁に帰属するドキュメント類及びプログラム等に関するすべての権利は、協会設立時に協会に承継される予定であるので、承継が遅滞なく実施できるよう対応すること。

9　機密保持

(1) 受注者は本件に係り知り得た社会保険庁または協会の機密事項や他の企業の営業秘密について、守秘義務を遵守するものとする。

(2) 本調達に基づく作業の実施中はもとより作業の実施後も、本調達で構築するシステムの構造、ハードウェア及びソフトウェアで新たに開発された技術、知識及びその他本契約を履行する上で知りえた社会保険庁または協会に係る情報を第三者に開示、または漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

(3) 社会保険庁が提供する資料は、原則として貸し出しによるものとし、納入期限までに返却すること。また、社会保険庁の許可なく当該資料の複写及び第三者への提供はしないこと。

(4) 社会保険庁が提供した情報を第三者に開示することが必要である場合は、事前に医療保険課と協議の上、承認を得ること。

(5) 医療保険課の許可を得た上で再委託を行う場合は、再委託先についても同様の守秘義務を遵守させる契約を締結し、受注者の責任において管理・監督を行うこと。

(6) 本件の業務を開始する前に再委託先を含めた受注者側のセキュリティ管理体制を策定し、管理を実施すること。

10　遵守事項

(1) 庁舎管理等

受注者が開発作業等で、社会保険庁内の作業場所を使用する場合は、医療保険課と協議の上、必要な厚生労働省規程の手続きを実施し承諾を得なければならない。

(2) 一般規程

民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法等の関連法規を遵守することはもとより、下記の規程を遵守すること。

ア　厚生労働省情報セキュリティポリシー※
イ　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
ウ　社会保険庁保有個人情報保護管理規程
エ　健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン
オ　政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（第２版）

なお、今後、全国健康保険協会のセキュリティポリシーが策定された際には、同ポリシーにも遵守すること。

※以下に挙げる事項等について医療保険課に確認を取ること。

①　情報セキュリティ対策
②　機密保持（情報の目的外利用の禁止）
③　情報セキュリティの侵害発生時の対処方法

④　情報セキュリティ履行状況の確認方法

⑤　情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合の対処方法　等

(3) 開発等の作業場所

事前に医療保険課との協議を行い、許可を受けた場所のみで作業を実施すること。なお協議にあたり、医療保険課は作業場所の現地確認を実施する場合がある。

11　要件の確認と疑義について

(1) 本仕様書に基づく提案書の作成にあたり、必要となる質問や資料入手等は、必ず医療保険課を窓口として実施すること。

(2) 本仕様書に記載の事項に疑問が生じた場合は、医療保険課との協議により解決すること。

(3) 本仕様書に記載がない事項で、本件の遂行に必要と認められるものについては、医療保険課と受注者の間で協議の上、受注者の責任と負担の下に実施すること。

(4) 「参考1　全国健康保険協会　業務拠点フロアレイアウト」、「参考2-1　全国健康保険協会システム　システム方式概要設計書（健康保険業務システム関係）」、「参考2-2　全国健康保険協会システム　システム方式概要設計書（間接業務システム関係）」、「参考3　マルチペイメントネットワーク標準帳票ガイドライン」、「参考4　全国健康保険協会システム　非定型帳票イメージ」、「参考5　全国健康保険協会システム　開発管理標準」及び「参考6　全国健康保険協会システム　データセンター機器一覧（抜粋）」、「参考7　全国健康保険協会システム　健康保険被保険者証仕様詳細」及び「参考8　現行システムより移設する機器一覧」については、医療保険課からの貸与とし、貸与を希望する場合には、「参加表明書」を提出すること。また、提案書の提出と同時に医療保険課へ返却すること。

12　参加適合条件等

(1) 厚生年金保険・政府管掌健康保険または船員保険の適用事業所においては、直近2年間について保険料の未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない個人事業所の場合は、事業主が直近2年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。

(2) 品質管理体制についてISO9001:2000の認証を取得している者であること。

(3) プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001認証（国際標準）及びJIS Q 27001認証（日本工業標準）のいずれかを取得していること。

(4) 47都道府県の業務拠点について、端末等及びLAN環境の導入（回線敷設工事を含む）実績があること。

(5) 官公庁における情報システムの設計及び開発を行った実績（委託事業として実施したもの及び現在契約中のものを含む。）を有する者であること。

(6) 以下の①から⑧までの資格について、いずれかの資格を保有後２年以上の実務経験を有している者を、当該業務実施の中心メンバーとして２人以上専任で配置できること。なお①及び②は必須とする。

① 情報処理技術者資格のテクニカルエンジニア（NW）

② 情報処理技術者資格のプロジェクトマネージャー（PM）、特定非営利活動法人 IT コーディネータ協会が認定する IT コーディネータ、プロジェクトマネジメント協会(PMI)が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル(PMP)のいずれか

③ 情報処理技術者資格のテクニカルエンジニア（DB、SM、SV）、情報セキュリティアドミニストレータ（SU）、上級システムアドミニストレータ（SD）のいずれか

④ 情報セキュリティアドミニストレータ（SU）、上級システムアドミニストレータ（SD）のいずれか

⑤ 情報処理技術者資格のシステムアナリスト（AN）

⑥ 情報処理技術者資格のシステム監査技術者（旧情報処理システム監査技術者も含む）（AU）、特定非営利活動法人日本システム監査人協会（SAAJ）が認定する公認システム監査人（CSA）、情報システムコントロール協会（ISACA）が認定する公認情報システム監査人（CISA）のいずれか

⑦ 文部科学省（旧科学技術庁）技術士の第二次試験に合格し、技術士となる資格を有する者（情報工学部門に限る）

⑧ 電気通信国家試験センターの認定する工事担任者、電気通信主任技術者、第１種電気工事士のいずれか

(7) 情報システムの調達の公平性を確保するため、参加者は、以下に挙げる事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和３８年大蔵省令第５９号）第８条に規程する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する受託者でないこと。厚生労働省ＣＩＯ補佐官及びその支援スタッフ等（常時勤務を要しない官職を占める職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成１２年１１月２７日法律第１２５号）に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」（平成１１年１２月２２日法律第２２４号）に基づき交流採用された職員を除く。）が現に属する又は過去２年間に属していた事業者。平成１７年９月に調達を行なった「政府管掌健康保険システム将来構想策定支援業務」、平成１８年５月に調達を行った「政府管掌健康保険公法人システムの構築のための計画等作成・調達支援業務」を受託した者及び協会のシステム開発に係る工程管理業務を受託した者は当該業務には参加できないものとする。

(8) 提案参加に当たっては、単独で参加する場合のほか、共同で参加できるものとする。なおこの場合は、以下に掲げる要件のすべてを満たしていることを条件とする。

①単独参加の資格要件

本提案への共同参加を行っていないこと。

②共同参加の場合の資格要件

ア　代表者が上記(2)から(3)の要件を満たしていること。

イ　共同参加する全ての者が(1),(6)及び(7)の要件を全て満たしていること。

ウ　共同参加するいずれかの者が上記(4)及び(5)の要件を満たしていること。

エ　共同参加者は三社以内とすること。

(9) 共同参加の場合には、全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表者を定め、この者が提案書の提出を行うこと。

13 その他

(1) 契約は落札後、速やかに行うこととする。

(2) 環境の変更等により、システム稼働時における動作保証が満たされなくなる場合、再度の設定変更等による対応を行い、動作保証を行うこと。この場合、作成した設計書等にも反映させること。ただし、受注者の責任によらない場合については、上記記載の対象外とする。

(3) 本件の調達は、リース契約により行う。リース費用の算出にあたっては、5年リースを基本として算出すること。また、リース費用は平成20年8月1日より支払うこととする。なお、平成20年10月1日以降については、社会保険庁から債務を承継した協会が支払うこととする。

(4) 本件の入札範囲は、「第2調達内容　2物品及び役務」に示す範囲の月額リース料（平成20年8月1日～平成20年9月30日までの総額）とする。

(5) 保守については、本契約終了後もリース期間にわたって継続して保守を行えること。

(6) この調達仕様書類の目的外利用は禁止するものとする。

(7) 47都道府県の業務拠点への端末導入が3ヶ月間で完了となる作業計画を策定し、提案書に記載すること。

第 2 章　基本構想

第 2 章　基本構想

第 1　LAN 環境に求める基本要件

本調達の対象となる LAN 環境に求める基本要件を以下に示す。

(1)　LAN 環境の導入拠点は、都道府県毎に設置する本部及び 47 支部（約 60 拠点）を対象とする。
(2)　各業務拠点よりデータセンターへの接続を可能とすること。なお、データセンター及び各業務拠点を接続する広域ネットワーク回線構築は別途調達されたネットワークシステム業者にて実施する。
(3)　LAN 環境内において、「第 3　セキュリティ要件」を参照し、セキュリティ対策を行うこと。
(4)　各業務拠点の LAN 環境の設計及び配線作業を行うこと。LAN 環境敷設作業において、縦管工事等が必要となる場合、別途調達されたファシリティ業者、当該業務拠点担当及び医療保険課と協議の上、指示に従い、受注者の責任において実施すること。
(5)　「別紙 6　全国健康保険協会システム　拠点別導入スケジュール」に従い、業務拠点内の会議室等に端末等及び LAN 環境を仮設置すること。なお、仮設置した機器等は本番運用リハーサル終了後に医療保険課より別途指定する場所に移設すること。
(6)　平成 20 年 9 月 30 日までは既存業務を継続して運用するため、業務拠点によっては、全国健康保険協会システムとの並行運用を考慮した上で、導入計画を作成すること。

第 2　LAN 環境に求める機能要件

下記に記載する LAN 環境に求める機能要件をすべて満たす、高いレベルの品質を要求する。

(1)　LAN 環境に接続する全ての端末等のセキュリティ対策状況を確認するための監視機能を有すること。また、セキュリティ製品を用いた監視支援を行うこと。
(2)　「第 1 章　調達概要　第 5　前提・制約条件　10 遵守事項（2)」に示した規程に基づき、利用者単位で通信の発信元、宛先及びサービスを検証可能な機能を有すること。
(3)　通信の暗号化を実現させるために、LAN 環境に導入するネットワーク機器は、可能な限り通信の暗号化機能を有する製品であること。
(4)　レイヤー2 でのプロトコルは、IPv4 を採用すること。将来的に IPv6 対応する可能性を考慮し、IPv6 対応の機器とすること。

第 3　セキュリティ要件

1　LAN 環境に求めるセキュリティ要件

LAN 環境でのセキュリティ対策は、取り扱う情報の機密性及びインターネット等の外部ネットワークとの安全な接続を維持するという観点から、ネットワークの可用性を損なわせる脅威及び不正なアクセスからネットワークを守ることが必要となる。ついては、「第 1 章　調達概要　第 5　前提・制約条件　10 遵守事項（2)」に示した規程に従った十分な対策を講じ、以下の要件をすべて満たす、高いレベルの機能と品質を要求する。

(1)　セキュリティ対策として市場に認知されている対策全般（情報処理推進機構（IPA）で公開されている情報セキュリティ対策等）を網羅すること。
(2)　導入する LAN 環境の脆弱性について、セキュリティ監査を実施する際には、第三者機関等により検証可能な仕組みを有すること。
(3)　調達時点の技術で実現可能な対策を現実的な方法にて実施すること。
(4)　LAN 環境稼動時点での必要機能の組込みに加えて、稼動期間全体にわたっての継続的なレベルアップ（最新かつ実証済みのセキュリティパッチ等を遅滞なく適応する等）のための仕組みを実現すること。
(5)　技術的対策と合わせた運用面での対策も実施すること。
(6)　セキュリティ監査において改善の必要性が指摘された場合には、受注者の負担と責任において迅速に対応すること。
(7)　受注者の責任範囲にある役務、物品及び当該 LAN 環境に対して、受注者は医療保険課（平成 20 年 10 月 1 日以降は協会。この章において以下同じ。）の指示に基づき、セキュリティ対策を実施し、高いセキュリティレベルを維持すること。

(8)　受注者が実施する作業及び構築する LAN 環境が影響を及ぼす可能性がある他の役務、物品及びシステムに対して受注者が事前に予測できる範囲内で適切なセキュリティ対策を行うこと。また、LAN 環境に関する導入、運用、保守、撤去等の一連の作業においても、受注者は十分なセキュリティ対策を行うこと。

(9)　不正アクセス及び悪意のあるソフトウェアによる情報の誤用、破壊、破損、改ざんから LAN 環境を保護するとともに、全国健康保険協会システム及びネットワークに影響を及ぼすことのない仕組みとすること。

(10) セキュリティに関する事故又は障害が発生した場合に備え、連絡・報告フロー、体制及び対応手順等を明示した対応マニュアルを作成し、医療保険課の承認を得ること。また、作成した対応マニュアルに基づいて、実際の事故を想定しての訓練を実施すること。なお、対応マニュアルには、不正アクセス等必要と考えられる項目についても記載すること。

(11) セキュリティイベントが発生した場合には、速やかに医療保険課へ報告し、指示に従って対応を行うこと。

(12) 各ベンダーから脆弱性が公表された場合には、原則公表から 24 時間以内に医療保険課へ報告すること。

(13) 各ベンダーからウイルス及びワームの情報が公表された場合には、原則公表から 8 時間以内に医療保険課へ報告すること。

(14) LAN 環境に対するセキュリティ脅威の識別を行うための仕組みを提示すること。

(15) 脆弱性対策のために LAN 環境の構成に変更がある場合には、医療保険課へ事前に更新内容を書面で提示し、承認を得て実施すること。また、更新内容（実施日、実施内容及び実施者を含む事項）を記載した書面を提出すること。

(16) 導入する LAN 環境の脆弱性について、第三者機関等において検証・公開される仕組みを有すること

(17) 管理対象となる LAN 環境で利用しているソフトウェア等について、公開された脆弱性に関連する情報を提示すること。また、脆弱性に関連する情報から、当該脆弱性がもたらすリスクを分析した上で、対策の必要性、対策方法、対策方法が存在しない場合の一時的な回避方法、対策方法又は回避方法が LAN 環境に与える影響、対策の実施予定、対策テストの必要性、対策テストの方法、対策テストの実施予定等を医療保険課と協議し、脆弱性対策計画を作成し、迅速に対応できる仕組みとすること。

2　端末等におけるセキュリティ要件

各業務拠点に設置する端末等におけるセキュリティ要件を下記に示す。

(1)　修正モジュールの迅速な適用、ウイルス対策の徹底等を行うこと。

(2)　導入するサーバは、データセンターに設置済の NTP サーバ（インターネット標準の時刻情報プロトコルを実装したサーバ）との時刻同期を図ること。

(3)　クライアント OS 標準で備わっているセキュリティ機能（パーソナルファイアウォール等）を有効活用すること。具体的には、OS ベンダーが提供している推奨設定をベースとした設定を検討し、担当職員の承認を得ること。

(4)　ウイルス対策ソフトウェアを導入すること。

(5)　ソフトウェアのライセンス違反が発生しないよう、資産管理ソフトエージェントを導入し、資産管理できる環境を整備すること。また、ソフトウェア、修正モジュールの自動配付・適用状況の確認が迅速に行える環境も整備すること。

(6)　セキュリティに関する事故又は障害が発生した場合に備え、連絡・報告フロー、体制及び対応手順等を明示した対応マニュアルを作成し、医療保険課の承認を得ること。また、作成した対応マニュアルに基づいて、実際の事故を想定しての訓練を実施すること。なお、対応マニュアルには、不正アクセス、情報漏洩及びウイルス感染等必要と考えられる項目についても記載すること。

(7)　各業務拠点に設置される端末（デスクトップ及びノート PC）は、セキュリティケーブルを装着すること。また、ケーブルの鍵は、別途設定する管理者が管理することとする。

(8)　周辺機器、特に外部記憶媒体の接続については、データセンターに設置される管理サーバにて一元管理されるため、端末側にて管理を受けられる仕組みとすること。但し、一元管理できない周辺機器がある場合には、別途指示する情報管理者用端末を除いて、端末側から制限を設けること。

第 3 章　調達対象物品

第 3章　調達対象物品

第 1　基本事項

本調達の対象となる機器の前提条件及び要求仕様を示す。

1　ハードウェア/ソフトウェアに関する前提条件

本調達の対象となる全てのハードウェア及びソフトウェアに共通する前提条件を示す。なお、ハードウェア固有の前提条件については「2　ハードウェア機器」を、ソフトウェア固有の前提条件については「3　ソフトウェア製品」を、ハードウェアの調達台数については「別紙 4　全国健康保険協会システム　業務拠点一覧及び機器導入台数」を、ソフトウェアのライセンス数については「別紙 5　全国健康保険協会システム　ソフトウェアライセンス数」を参照すること。

(1) 国際標準/規定等の遵守

本システムに導入するハードウェア及び市販ソフトウェアの構成要素は、オープンシステム環境の整備を可能とするため、ITU-T（国際電気通信連合）及び ISO（国際標準化機構）等が規定又は推奨する各種デファクトスタンダードに準拠し、また、これらと必要十分なインタフェースを有すること。

(2) OS 及びソフトウェアについて

導入するソフトウェアは、「製品指定している物品」と「製品指定していない物品」がある。「製品指定している物品」については、記載内容に従い、「製品指定していない物品」については、本仕様書に示す要求仕様を満たし、納入時点での最新版であり、かつ、市場に流通している汎用製品であるものとすること。なお、導入予定パッケージの前提製品である場合に、製品を指定している。また、運用管理業務の効率性を高めるため、別途調達を行った『全国健康保険協会システム　基盤・ハードウェア開発業務一式』において設計をしているソフトウェア構成と同構成とする方針を採っている。

導入するソフトウェアのセキュリティに関する問題が確認された場合には、受注者において修正モジュールを提供すること。ただし、ソフトウェアメーカから修正モジュール等が無償で提供されない場合には、別途医療保険課と協議の上、対応方針を決定すること。その際受注者は、修正モジュールを適用した際の影響を調査した上で、医療保険課に適用可否の判断をうけ、迅速な対応を行うこと。

(3) その他の共通事項

① 個々の調達機器は機種（型番）を一種類に統一すること

② 信頼性の高いハードウェア及びソフトウェアとすること。なお、信頼性につい

ては、「第 8 章 運用保守要件　5　保守設計要件　(7)　その他（LAN 環境)」に記載の MTBF を参照されたい。

③ 製品及び提供するサービスの信頼性を確保すること。なお、信頼性の確保については、「第 8 章 運用保守要件　5　保守設計要件　(7)　その他（LAN 環境)」に記載の MTTR を参照されたい。

④ 機器同士の相互接続性等が十分に考慮された製品を選択する等、動作保証することが可能な製品を提供すること。

⑤ 提案するハードウェア、提案するソフトウェア及び指定しているソフトウェアの組み合わせで動作保証することが可能な製品を提供すること。

⑥ 納入する製品は、契約期間及びリース期間において同等品の継続供給が可能なこと。ただし、端末等及び LAN 環境導入完了後（平成 20 年 7 月 31 日以降）かつ導入する製品の保障期間の終了が避けられない場合に限り、後継製品での運用を許可することも可能である。

⑦ 納品対象には、調達する製品に付属する取扱説明書等のドキュメント類も含むものとする。ただし、ドキュメント類は原則、日本語で書かれたものとすること。

⑧ 納入する製品に消耗品が含まれる場合、当該製品を使用する上で最低限必要な個数と交換用予備一式を添付すること。また、消耗品の価格/仕様・交換頻度等を記した消耗品一覧を作成して納入すること。

2　ハードウェア機器

以下に、本調達の対象となるハードウェアに関する基本事項を示す。

(1) 前提条件

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 17 年 2 月環境省）に示されたプリンタ等の調達に関する基本方針については、各項目の「【判断の基準】」を満たすこと。なお、「【配慮事項】」については対応していることが望ましい。

(2) 調達対象ハードウェア

本調達の対象となるハードウェア及び要求仕様については、「図表 3-1　調達対象ハードウェア」を参照すること。

図表 3-1　調達対象ハードウェア

No	ハードウェア機器	要求仕様
1	帳票クライアントサーバ	・据え置きタイプの PC とする ・OS は Windows Server 2003　を選択すること（※1） ・CPU　1.6GHｚ以上，メモリ 2GB 以上とすること ・DVD/CD-R が読込めること ・LAN インタフェースは 100Mbps 以上が備えられていること

No	ハードウェア機器	要求仕様
		・17 インチ以上の液晶ディスプレイを用意し接続すること
2	不正端末接続防止装置	・LAN インタフェースは 100Mbps 以上が備えられていること ・ネットワークに接続される機器を監視できること ・新たに接続された機器の情報を不正端末接続防止管理サーバ（※2）に通知可能なこと ・不正端末とみなされた機器の通信を妨害可能なこと ・許可された端末以外の不正な端末が LAN に接続されたことを検知し、排除可能であること
3	端末（デスクトップ）	・OS は Windows Vista Business を選択すること（※3） ・メーカによる動作保証が有ること ・CPU は 2GHz 以上，メモリは 2GB 以上とすること ・USB ポート数は 3 ポート以上有すること ・ディスプレイは 20.1 インチ以上の液晶とし、1680×1050(WSXGA+)以上のフルカラーであること ・入力媒体として FD、CD-R、DVD を読み書きできること ・LAN インタフェースは 100Mbps 以上が備えられていること
4	端末（ノート PC）	・OS は Windows Vista Business（※3）を選択すること ・メーカによる動作保証が有ること ・CPU は 2GHz 以上，メモリは 2GB 以上有すること ・USB ポート数は 3 ポート以上有すること ・ディスプレイは 14.1 インチ以上の液晶とし、1024×768 ドット（XGA）以上のフルカラーであること ・入力媒体として FD、CD-R、DVD を読み書きできること ・LAN インタフェースは 100Mbps 以上が備えられていること
5	レーザプリンタ	・モノクロであること。ただし要求仕様を満たす製品がない場合、カラー機も可とする。 ・A4 用紙専用のトレイ、A3 及び B4 用紙対応のトレイ及び手差しトレイを装備していること ・印刷速度は約 30 枚/分以上（A4）であること ・A4 用紙は 500 枚以上の給紙容量を有すること ・A3 及び B4 用紙は 500 枚以上の給紙容量を有すること ・手差しトレイ又は給紙トレイより、非定型帳票（縦 127mm×横 91mm、縦 127mm×横 182mm 及び縦 127mm×横 273mm）の印刷を行うことができること。なお、非定型帳票イメージについては、「参考 4 全国健康保険協会システム　非定型帳票イメージ」を参照すること。 ・提案する機種において印刷物の書出精度と斜行精度は、±2mm 以内であること ・ネットワーク対応であること ・特殊用紙（宛名ラベル等のシール紙）に印刷を行うことができること ・EMF に埋め込まれているトレイ制御の情報を受け取れること ・プリンタの手差しトレイを選択指定して、印刷可能であること ・手差しトレイに設置されている用紙のサイズが EMF に埋め込まれている用紙サイズと異なる場合もエラーとならないこと。 ・メーカ推奨のプリンタ台がある場合は、提供すること
6	レーザプリンタ(納付書用)	・モノクロであること。ただし要求仕様を満たす製品がない場合、カラー機も可とする。 ・EMF に埋め込まれているトレイ制御の情報を受け取れること ・印刷速度は約 30 枚/分以上であること ・給紙トレイの搭載容量は、1 トレイあたり 500 枚以上とし、合計 1,000 枚以上の搭載能力を有すること ・OCR 用紙　四六判　70kg（OCR72）に片面印刷を行うことが

No	ハードウェア機器	要求仕様
		できること ・微細描画が可能であり、コンビニバーコード（EAN128 形式）、カスタマバーコードの印刷を行うことができること ・「参考 4 全国健康保険協会システム　非定型帳票イメージ」にて提示している、「一般納付書　払込取扱票（A4 用紙）」及び「任意継続被保険者保険料　払込取扱票（A4 用紙）」の印刷が各給紙トレイより行えること ・提案する機種において、各給紙トレイ満載状態（合計 1,000 枚以上の用紙をセットした状態）で 2 回以上（合計 2,000 枚以上）の連続印刷試験を実施し、各連続印刷試験において、印刷した最初の 5%以上及び最後の 5%以上の印刷物（合計 200 枚以上）を提出すること。なお、複数トレイを使用する場合、各トレイの最初の 5%以上及び最後の 5%以上の印刷物を提出すること。また、提出する印刷物の印字ずれ（上下左右）の平均値及びバーコードの読取り品質等を含む試験結果報告書を提出すること。 ・納付書の印字ずれについて、本番運用において印刷する納付書の 95%以上が左右±0.6mm、上下±0.8mm 以内であることを保証すること ・納付書のバーコード印刷品質について、本番運用において印刷する納付書の 95%以上が ANSI X3.182 グレードでグレード B 以上の品質であることを保証すること、又は連続印刷試験において抽出する印刷物の 95%以上が ANSI X3.182 グレードでグレード B 以上の品質であること ・上記の要求仕様を満たさない場合は、カスタマイズ対応すること ・メーカ推奨のプリンタ台がある場合は、提供すること
7	ドットインパクトプリンタ	・モノクロであること ・幅 16 インチの連続帳票に印刷できること ・10.5pt フォント（明朝体）が出力できること ・ネットワーク対応であること ・上質紙　四六判　55kg に片面印刷を行うことができること ・非定型帳票（縦 114mm×横 278mm）の印刷が行うことができること。なお、非定型帳票イメージについては、「参考 4 全国健康保険協会システム　非定型帳票イメージ」を参照すること。 ・印刷速度は約 80 字/秒以上（標準）であること ・複数の文字サイズ（文字修飾は除く）で印字が可能なこと ・EMF に埋め込まれているトレイ制御の情報を受け取れること ・メーカ推奨のプリンタ台がある場合は、提供すること
8	カードプリンタ	・モノクロであること ・印刷速度は約 10 枚/分以上であること ・印刷解像度は 300dpi 以上であること ・印字方式は溶融型熱転写方式であること ・カードは 100 枚以上セット可能であること ・ホッパを装備し、連続印刷を行うことができること ・ネットワーク対応であること ・プラスチックカード（ポリエステル系樹脂（ＰＥＴ－Ｇと同等以上の素材））に片面印刷が行うことができること。なお、印字／印刷特性は、ポリ塩化ビニル系素材（ＰＶＣ）と同等の品質を有している。プラスチックカードの詳細については、「参考 7　全国健康保険協会システム　健康保険被保険者証仕様詳細」を参照すること。 ・プラスチックカード（PET-G と同等以上の素材、縦 54.03mm×横 85.72mm）に片面印刷が行うことができる、且つ、印字は掠れないこと。なお、カードイメージについては、「参考

No	ハードウェア機器	要求仕様
		4 全国健康保険協会システム　非定型帳票イメージ」を参照すること。 ・メーカ推奨のプリンタ台がある場合は、提供すること
9	カラー複合機	・カラーコピー機能を有すること ・スキャナ機能を有すること ・FAX 機能を有すること ・ネットワーク対応であること ・ネットワーク保存や保存文書印刷機能を有すること ・ステープル機能を有すること ・ソート機能を有すること ・1,500 枚以上積載のフィニッシャーを備えること ・パンチ機能を有すること ・コピー速度はモノクロ 50 枚/分、カラー50 枚/分以上であること
10	封入封緘機	・縦 99mm～縦 114mm×横 180mm～横 227.5mm の帳票を最大 120mm×235mm の大きさの窓付き封筒（定型サイズ）に封入封緘処理が可能であること。封入対象帳票については、「参考 4　全国健康保険協会システム　非定型帳票一覧」の「参考 4-7」、「参考 4-8」、「参考 4-9」及び「参考 4-11」を参照すること。なお、納付書については、クロス折りで封入することとなるが、封入封緘機単独でクロス折り機能を備える必要はない。 ・2 点以上の同時封入が可能であり、将来フィーダの増設が可能であること ・フィーダの積載量はそれぞれ約 300 枚以上であること ・内三つ折り、外三つ折り、二つ折り、四つ折りが可能であること ・月間耐久性は約 60,000 通以上であること。 ・処理速度は約 4,000 通/時間以上であること。 ・インサートの厚みは最大 2.5mm であること ・封入物の総厚みが検知可能であること ・エラー時には自動停止する機能を有していること ・使用電源は 100V であること ・消費電力は 1,000W 以下であること ・外形寸法は約 2,000mm（幅）×約 1,000mm（高さ）×約 500mm（奥行き）であること ・重量は約 100kg であること ・メーカ推奨の専用台がある場合、提供すること
11	L2 スイッチ	・IEEE802.1Q に対応していること ・設計上必要となる台数を提案すること
12	L3 スイッチ	・設計上必要となる台数を提案すること
13	ゾーンボックス（小型 HUB）	
14	UTP ケーブル	・カテゴリ 6 であること ・設計上必要となる本数を提案すること
15	OA/LAN ラック	・19 インチラック（EIA（米国電子工業）規格）とすること ・設計上必要となる台数を提案すること ・設計上必要となる高さの物を提案すること
16	ケーブルモール	・設計上必要となる本数を提案すること
17	UPS	・帳票クライアントサーバに接続すること
18	セキュリティケーブル	・PC を机等に固定すること
19	IC カード（※4）	・ISO7816 または ISO14443 の規格を満たしていること ・接触式であること ・職員のアクセス認証として ID／パスワード等が保持できる

No	ハードウェア機器	要求仕様
		こと

※1　運用管理業務の効率性を高めるため、別途調達を行った『全国健康保険協会システム　基盤・ハードウェア開発業務一式』において設計をしているソフトウェア構成と同構成としている。

※2　不正端末接続防止管理サーバの詳細については、「参考 6　全国健康保険協会システム　データセンター機器一覧（抜粋）」を参照すること。

※3　別途調達を行った、『全国健康保険協会健康保険業務システム開発業務一式』において、導入予定のパッケージの前提製品である。なお、詳細については、「参考 2-1　全国健康保険協会システム　システム方式概要設計書（健康保険業務システム関係）」及び「参考 2-2　全国健康保険協会システム　システム方式概要設計書（間接業務システム関係）」を参照すること。

※4　プレ印刷された IC カードの納品を行うこととなるが、その図柄については、落札後、医療保険課と協議のうえ、指示に従うこと。

(3) 調達対象周辺機器

① 「端末（デスクトップ及びノート PC）」に関連する周辺機器

端末（デスクトップ及びノート PC）に関連する周辺機器及び要求仕様については、「図表 3-2　端末（デスクトップ及びノート PC）に関連する周辺機器」を参照すること。

図表 3-2　端末（デスクトップ及びノートPC）に関連する周辺機器

No	周辺機器	要求仕様
1	テンキー	・Window 標準ドライバで動作可能であり、NumLock 非連動であること ・「TAB」「BS TAB」「,」キーがついており、スムーズな入力が可能なこと ※「BS TAB」キーは、「SHIFT」+「TAB」を押した時と同じ機能 ・内臓テンキーも可とする
2	IC カードリーダ/ライタ	・ISO7816 または ISO14443 の規格を満たしていること ・USB で接続できること ・Windows 標準ドライバで動作可能であること ・接触式であること ・手動挿抜式であること ・職員がパスワードを変更した時、IC カードに書き込みが可能なこと ・各種 Windows アプリケーションに対し、認証時に ID／パスワードを自動的に入力し、ログオンする機能が搭載されていること
3	3.5 インチ FD ドライブ（読み書き）	・USB 接続であること ・MS-DOS フォーマットで読みとれること ・Windows 標準ドライバで動作可能であること
4	DVD ドライブ（読み書き）	・DVD/CD-R の読み書きができること ・Windows 標準ドライバで動作可能であること
5	マウス	・USB 接続であること

No	周辺機器	要求仕様
		・Windows 標準ドライバで動作可能であること ・光学式であること

3　ソフトウェア製品

以下に、本調達の対象となるソフトウェアに関する基本事項を示す。

(1) 前提条件

① 原則として、豊富な導入実績又は稼動実績を有する信頼性の高いソフトウェア製品とすること。

② 調達するソフトウェア製品は、日本語に対応した製品であること。また、導入機器等に搭載する OS に対応しているものとし、導入するソフトウェアが当該 OS に対応していることについて、公開されている資料等により証明すること。

(2) 調達対象ソフトウェア

本調達の対象となるソフトウェア及び要求仕様については、「図表 3-3　調達対象ソフトウェア」を参照すること。

図表 3-3　調達対象ソフトウェア

製品カテゴリ		
大項目	項目	要求仕様/指定製品
業務 AP 基盤	フレームワーク	・.NET Framework　2.0 以上（※2）
	ターミナルサービスクライアントライセンス	・Windows Server 2003 TS CAL（※2）
	クライアントアクセスライセンス	・Windows CAL（※2）
	レーザプリンタドライバ	・納品予定の物品に対応可能であること ※Windows Vista 対応ドライバが現時点でリリースされていない場合でも、納入時に対応される予定があれば問題ない
	レーザプリンタドライバ（納付書用）	・納品予定の物品に対応可能であること ※Windows Vista 対応ドライバが現時点でリリースされていない場合でも、納入時に対応される予定があれば問題ない
	ドットインパクトプリンタドライバ	・納品予定の物品に対応可能であること
	カードプリンタドライ	・納品予定の物品に対応可能であること

製品カテゴリ		
大項目	項目	要求仕様/指定製品
	バ	※Windows Vista 対応ドライバが現時点でリリースされていない場合でも、納入時に対応される予定があれば問題ない
	媒体読み書きソフトウェア（DVD/CD）	・納品予定の物品に対応可能であること
	PDF 表示ソフトウェア	・AdobeReader8.1 以上であること
オフィス業務	Office 関連ソフトウェア	・Open-GC Office 2007（※4） ・Open-GC Office Professional Plus 2007（※4） ・Open-GC Visio Standard 2007（※4）
	文書作成ソフトウェア	・一太郎ガバメント 2008（※3）
	日本語入力システム	・ATOK2008
	Web ブラウザ	・Internet Explorer 7.0（※2）
運用管理	構成管理（エージェント）	・Asset Suite　資産管理ビュー（※1）
セキュリティ管理	セキュリティパッチ管理（エージェント）	・InfoCage セキュリティリスク管理（クライアント）（※1）
	ウイルス対策管理（エージェント） Windows 用	・ウイルスバスターコーポレートエディション 8.0（※1） ※パターンファイルの更新はセキュリティパッチ管理ソフトウェア経由で実施すること
	ディスク暗号ソフトウェア	・利用者がデータの暗号化を意識する必要がないこと ・全ての格納データを常に暗号化すること ・他の PC に繋げても正当なユーザでない限り、データの閲覧は不可能であること ・DOS フロッピー起動をしてもファイルの閲覧は不可能であること ・暗号化アルゴリズムは、AES256bit、Blowfish256bit 等の高度なアルゴリズムであること ・米国政府標準である FIPS140-1 および、セキュリティ評価基準（CommonCriteria：コモンクライテリア）の EAL4（EAL:保証レベル）以上の認定を受けていること
	ファイル暗号ソフトウェア	・FAT/FAT32/NTFS に対応していること ・FD、MO、USB メモリ、外付け HDD/FD、モバイル HDD、CD-R/RW、DVD-R/RW/RAM 上のデータの暗号化が可能なこと ・書き込まれたデータを自動的に暗号化が可能なこと ・暗号化されても「ファイル名」「拡張子名」は変更されないこと ・ファイル/フォルダを指定して暗号化が可能なこと ・受け取り側に同一のソフトウェアが存在しなくても暗号化したデータの受け渡しを可能とする機能を有すること
	IC カード管理ソフトウェア	・認証デバイスとパスワードを使用したユーザ認証によるログオンが可能であること。

製品カテゴリ		
大項目	項目	要求仕様/指定製品
		・ログオン中に認証デバイスを抜くことで、使用しているパソコンをロックすることを可能とすること ・該当 URL にアクセスした際に、あらかじめ認証デバイスに格納してあるアカウントとパスワード情報を自動送出することが可能であること ・データセンターに設置される管理サーバ（※5）を経由して、ActiveDirectory と連動し、ログイン認証を行える事
OS	Windows	・Windows Server 2003 R2 SE x32（※2）
	Windows	・Windows Vista Business（※2）
フォント	OCR-B フォント	・日本工業規格（JIS 規格）JISX9001 に準拠していること ・SVF 対応のフォントとすること

※1　運用管理業務の効率性を高めるため、別途調達を行った『全国健康保険協会システム　基盤・ハードウェア開発業務一式』において設計をしているソフトウェア構成と同構成としている。

※2　別途調達を行った、『全国健康保険協会健康保険業務システム開発業務一式』において、導入予定のパッケージの前提製品である。なお、詳細については、「参考 2-1　全国健康保険協会システム　システム方式概要設計書（健康保険業務システム関係）」及び「参考 2-2　全国健康保険協会システム　システム方式概要設計書（間接業務システム関係）」を参照すること。

※3　一太郎にて作成された既存資産が存在する。

※4　平成 20 年 10 月以降もガバメントライセンス契約を継承可能である。

※5　管理サーバの詳細については、「参考 6　全国健康保険協会システム　全国健康保険協会システム　データセンター機器一覧（抜粋）」を参照すること。

第４章　役務内容

第 4 章　役務内容

第 1　基本事項

本調達の対象となる役務に求める基本事項を示す。

1　工程管理

本仕様書の「第 6 章　プロジェクト管理要件」を参照すること。

2　基本設計

本調達範囲である、端末等及び LAN 環境の稼動環境について設計を行い、ハードウェア構成、ソフトウェア構成、ネットワーク構成の作成、セキュリティ設計等を実施すること。以下に医療保険課より貸与又は提供する情報を示す。貸与を希望する場合には、「参加表明書」を提出すること。

(1)業務拠点フロアレイアウト

「参考 1　全国健康保険協会システム　業務拠点フロアレイアウト」に沿って、LAN 配線の設計を行うこと。

(2)システム方式概要設計書

「参考 2-1　全国健康保険協会システム　システム方式概要設計書（健康保険業務システム関係）」及び「参考 2-2　全国健康保険協会システム　システム方式概要設計書（間接業務システム関係)」に記載されているサブシステム毎に必要となるソフトウェア構成図を基に端末の設計を行うこと。なお、サブシステムについては、「別紙 1　全国健康保険協会システム　システム全体構成概要」を参照すること。

(3)IP アドレス付与規則

落札後、医療保険課より提示する IP アドレス付与規則に従い、各業務拠点に配置する端末等に設定する IP アドレスの設計を行うこと。なお、当該役務には現在予定している保健事業システム機器に対する IP アドレスの設計も含めること。

3　詳細設計

本調達範囲である、端末等及び LAN 環境の稼動環境について設計を行い、端末環境設計、ネットワーク環境設計、セキュリティ設計、運用設計等を行うこと。

4　機器発注

医療保険課及び関連業者と協議の上、総合テスト及び本番運用リハーサルにおいて必要な機器の発注を行うこと。なお、スケジュールについては、「第 5 章　スケジュール定義」を参照すること。

5　環境構築

受注者にて作成する「環境構築手順書」に基づき、端末等及び LAN 環境の構築をおこなうこと。詳細については、「第 7 章　設計・環境構築・テスト要件」を参照すること。以下に関連業者より別途提供する主な情報を示す。

(1)外字フォント登録作業手順

落札後、関連業者より提示する外字フォント登録作業手順に従い、各業務拠点に配置する端末（デスクトップ及びノート PC）及び帳票クライアントサーバに外字フォントのインストールを行うこと。

(2)プリンタフォント登録作業手順

落札後、関連業者より提示するプリンタフォント登録作業手順に従い、各業務拠点に配置する帳票クライアントサーバにプリンタフォントのインストールを行うこと。

(3)業務接続用 URL 一覧

落札後、関連業者より提示する業務接続用 URL 一覧に従い、各業務拠点に設置する端末（デスクトップ及びノート PC）に業務別接続アイコン（ショートカット）の作成を行うこと。

(4)アクセス制御（Active Directory を使用）に関する情報

落札後、関連業者より提示するアクセス制御（Active Directory を使用）に関する情報に従い、各業務拠点に設置する端末（デスクトップ及びノート PC）の設定を行うこと。

(5)端末（デスクトップ及びノート PC）及び帳票クライアントサーバ設定条件

落札後、関連業者より提示する端末（デスクトップ及びノート PC）及び帳票クライアントサーバ設定条件に従い、各業務拠点に設置する端末（デスクトップ及びノート PC）及び帳票クライアントサーバの設定を行うこと。

(6)レセプト小町クライアントインストール手順

落札後、関連業者より提示するレセプト小町クライアントインストール手順に従い、各業務拠点に設置する端末（デスクトップ）の設定を行うこと。

(7)Citrix Presentation Server Client インストール手順

落札後、関連業者より提示する Citrix Presentation Server Client インストール手順に従い、各業務拠点に設置する端末（デスクトップ及びノート PC）の設定を行うこと。

6　機器設置

発注した機器について各業務拠点の責任者と調整し、機器の搬入及び設置を行うこと。機器の設置に関する条件を以下に示す。

(1)設置場所

機器の搬入・設置作業において、現地での機器の動作確認を実施することから、以下に現在想定している環境ならびに設置場所を示す。なお、端末等の設置場所である各業務拠点は、別途調達することを予定している。

図表 4-1　設置場所

No	環境	場所	用途
1	本部	東京都 23 区内を想定	端末等及び LAN 環境構築
2	支部	47 都道府県の県庁所在地を想定（1 都道府県あたり 2 拠点になる支部有）	
3	データセンタ	東京 23 区内から公共交通機関の利用で、概ね 1 時間以内に到着できる場所	レーザプリンタ（納付書用）及び一部の製品（※）を設置

※一部の製品については、「別紙 6　全国健康保険協会システム　拠点別導入スケジュール」を参照すること。

詳細な設置場所については、「別紙 4　全国健康保険協会システム　業務拠点一覧及び導入台数」及び「参考 1　全国健康保険協会　業務拠点フロアレイアウト」を参照すること。
また、総合テスト時に動作確認を実施する端末等及び LAN 環境（以下、「テスト環境」という。）及び保健事業用 LAN 環境導入に関する条件を以下に示す。

① テスト環境の導入について

総合テスト工程において、テスト環境を所定の業務拠点内会議室等に仮設置し、動作確認を実施すること。テスト環境の導入は「別紙 6　全国健康保険協会システム　拠点別導入スケジュール」に従い実施すること。なお、当該機器は、総合テスト終了後、医療保険課の指示に従い随時一般執務室への建物内移設を実施すること。

② 保健事業システム用 LAN 環境の導入について

平成 20 年 10 月 1 日の本番稼動に向けて、別途調達する保健事業システム用端末等機器移設業者にて、保健事業システム用端末等機器を現行システムより各業務拠点へ移設予定である。受注者は、保健事業システム用端末等機器の接続が可能となるよう、接続用の UTP ケーブルの敷設も含め、各業務拠点の LAN 環境を整備すること。なお、保健事業システムは別セグメントとするため、専用のネットワーク機器を用意すること。別途調達する保健事業機器移設業者との責任分界点については、「図表 4-2　保健事業システム機器の移設に関わる責任分界点」を、現行システムより移設する機器の詳細については、「参考 8　現行システムより移設する機器一覧」を参照すること。

図表 4-2　保健事業システム機器の移設に関わる責任分界点

No	作業名	作業概要	対象	
			保健事業機器移設業者	受注者
1	保健事業システム用 LAN 環境の導入	・L2 スイッチ、UTP ケーブル及びケーブルモールを必要な数量導入する ・保健事業システム用端末等が接続可能となるよう LAN 配線を行う		○
2	保健事業システム用 LAN 環境の設定	・ネットワーク機器に対する設定（IP アドレス設定等）を行う		○
3	保健事業システム用端末等の導入	・現行システムより端末等機器を各業務拠点に移設する ※詳細な機器一覧については、「参考 8　現行システムより移設する機器一覧」を参照すること	○	
4	保健事業システム用端末等の設定	・受注者にて設計する IP アドレス一覧に基づき、各業務拠点に移設された保健事業システム機器に対する IP アドレス設定を行う	○	

(2)設置条件

各業務拠点に端末等及び LAN 環境を設置する場合の物理的な前提条件を下記に示す。なお、下記の条件では対応できない業務拠点がある場合、業務拠点の実態に応じた対応を、医療保険課及び当該業務拠点と協議の上、実施すること。

① 業務拠点フロアレイアウト

② 電源条件

ア 各業務拠点に設置する機器は、一般執務室に設置可能な省電力設計と静音設計であること。

イ 電源電圧が 100V（±10%）の範囲で誤作動を起こさない特性を装備すること。

③ 空調条件

ア 各種機器については、周辺温度が 10～32℃の範囲で誤作動を起こさない諸元を装備すること。

イ 各種機器については、相対湿度が 20～80%の範囲で誤作動を起こさない諸元を装備すること。

ウ 温度及び湿度等の空調設備を整えることが困難な業務拠点については、設置場所を考慮する等、医療保険課及び当該業務拠点の担当者と調整を行うこと。

エ　医療保険課及び各業務拠点と調整の上、やむを得ず、機器の空調条件を満たさない場所に設置した場合には、医療保険課の承認を得た上で 2 章に述べる SLA 項目の対象外とする。ただし、故障が発生した際に迅速な対応が行えるよう、予備機を配備すること。

④　その他設置条件

ア　別途調達予定のネットワークシステム業者が納入するルータを、各業務拠点の LAN 環境を構成する機器を収納する 19 インチラック（EIA（米国電子工業）規格）に、収容するためのスペースを確保すること。なお、設置はネットワークシステム業者が実施する。

イ　設置する機器の収容構成と下記の項目に関しても､詳細設計書に明記すること。

a　機器外形寸法、設置スペース（保守スペースを含む）のサイズ

b　機器重量

c　電源・電力、機器発熱量

d　配線

e　温度・湿度

f　防塵対策

g　防磁対策

h　その他（搬入・搬出路の必要サイズ等）

7　動作確認

本仕様書の「第 7 章　設計・環境構築・テスト要件」を参照すること。

8　テスト支援

全国健康保険協会健康保険業務システムの動作を保障するために実施される各種テストについて、適切な作業支援を行うこと。詳細については､「第 7 章　設計・環境構築・テスト要件」を参照すること。

9　運用・保守

端末等及び LAN 環境の運用・保守業務の設計を行い、運用・保守作業者向けドキュメント作成を行うこと。また、リース期間において、調達範囲内のハードウェア及びソフトウェアについて、定期点検、障害対応、修正等の保守作業を行うこと。詳細については､「第 8 章 運用保守要件」を参照すること。

10 本番運用リハーサル及びシステム移行の支援

(1)本番運用リハーサルの支援

本番運用リハーサルを主として実施する医療保険課の指示に従い、適切な支援作業（端末等及びLAN環境の操作に関わる情報の提供、端末等及びLAN環境の設定変更等）を行うこと。

(2)システム移行の支援

システム移行を主として実施する健康保険業務システム及び間接業務システム開発業者の指示に従い、適切な支援作業（端末等及びLAN環境の操作に関わる情報の提供等）を行うこと。

第 5 章　スケジュール定義

第5章　スケジュール定義

第1　マイルストーン

「図表 5-1　マイルストーン」にて定義する、本調達における作業に関連する重要なマイルストーンを把握し、期日通りに作業を完了させること。

図表 5-1　マイルストーン

No	マイルストーン	完了条件	期日
1	本部へのテスト環境の導入	総合テスト工程において、テスト環境（対象機器については、「別紙6　全国健康保険協会システム　拠点別導入スケジュール」を参照すること）を本部の会議室等に仮設置し、環境構築及び動作確認を実施すること。	平成20年5月25日
2	データセンターへの機器導入	総合テスト工程において、テスト環境（対象機器については、「別紙6　全国健康保険協会システム　拠点別導入スケジュール」を参照すること）をデータセンターに設置し、環境構築及び動作確認を実施すること。	平成20年5月31日
3	テスト環境の導入	総合テスト工程において、テスト環境（対象機器については、「別紙6　全国健康保険協会システム　拠点別導入スケジュール」を参照すること）を所定の業務拠点内会議室等に仮設置し、環境構築及び動作確認を実施すること。	平成20年6月22日
4	端末等及びLAN環境導入	本調達対象の全ての物品について、各業務拠点に設置・設定・動作確認を完了すること。なお、総合テスト及び本番運用リハーサル工程における端末等及びLAN環境については、会議室等に仮設置することとなることから、各業務拠点における設置場所については、別途医療保険課及び業務拠点担当者と協議の上、決定すること。	平成20年7月31日
5	調達機器の室内移設	医療保険課の指示に従い、会議室等に仮設置された全ての機器を一般執務室への建物内移設（同一フロア内の部屋又はフロア移動程度）を実施すること。	平成20年9月中旬※
6	本番稼動	本調達範囲である役務を全て完了させ、医療保険課による検収を受け、承認を得ること。	平成20年9月30日

※詳細な日程については、関連業者及び医療保険課と協議の上、決定すること。

第2　全体工程

関連業者も含めた全体スケジュールについては、「別紙2　全国健康保険協会システム開発全体工程表」を、拠点別の導入スケジュールについては、「別紙6　全国健康保険協会システム　拠点別導入スケジュール」を参照すること。

第 6 章　プロジェクト管理要件

第6章　プロジェクト管理要件

プロジェクト管理については、落札後に提示する「開発管理標準」に従うこと。「開発管理標準」の概要を以下に示す。また、プロジェクト管理の実施については、「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」(平成18年3月31日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づくこと。なお、プロジェクト管理要件については、プロジェクト実施計画書に記載することとする。

第1　スケジュール要件

1　作業計画の作成

(1) 必要とする作業を最小の単位に分解し、作業項目の階層表（WBS）を作成すること。

(2) 作業工程ごとに作業内容、成果物、レビュー方法、チェックポイント、開始／終了条件を明確にすること。

(3) 作業工程間の順序関係、依存関係を明確にし、必要作業量に基づいたスケジュール表を作成すること。

(4) これらの作業計画については、医療保険課及び工程管理業者の承認を得ること。

2　作業状況、進捗状況の報告と管理

(1) 定期的な進捗報告会を開催し、作業状況の報告を行うこと。

(2) 進捗報告会で、対象とする作業期間に予定していた全作業について、計画、実績及び計画と実績の差異を報告すること。

(3) 各作業工程における成果物について受注者内でのレビュー等を実施した上で、医療保険課及び工程管理業者とのレビュー等を実施し、承認を得ること。

(4) 計画からの遅れが生じた場合、原因を調査し、要員の追加、担当者の変更等の体制の見直しを含むリカバリプランを提示し、医療保険課及び工程管理業者の承認を得た上で、これを実施すること。

(5) 作業実績を把握し、計画との差異分析、傾向分析、及びアーンド・バリュー・マネジメント（以下、「EVM」という。）による分析などを含めた対応措置をとること。

(6) プロジェクトの目的や範囲、成果物等について、定期的に状況との差異を分析し、見直しの必要性が生じた場合には、原因の分析と対応策の立案を行い医療保険課及び工程管理業者への報告を行うこと。関連ドキュメント等の具体的な変更作業は、医療保険課の承認を得た上で実施すること。

第 2　リスク管理

(1) プロジェクトの遂行に影響を与えるリスクを識別し、その発生要因、発生確率、影響度、監視･評価方法等を整理し、医療保険課及び工程管理業者の承認を得ること。リスクの監視・評価結果については、進捗報告会にて医療保険課及び工程管理業者に報告すること。

(2) リスクを顕在化させないための対応策、リスクが顕在化した後の対応策を識別し、緊急時対応計画として具体化し、医療保険課及び工程管理業者の承認を得ること。

第 3　品質管理

(1) 作業工程ごとに品質評価基準書（評価指標、判断基準）を設定し、評価結果を進捗報告会にて医療保険課及び工程管理業者に報告すること。また、次の作業工程へ推移する際は、医療保険課及び工程管理業者の承認を得ること。

(2) 品質評価計画の立案、検証及び品質改善策の検討と実施を管理する体制を構築すること。また、各種の取り組みがしかるべき手続きに則って実施されていることを確認すること。

(3) 受注者の関連会社や協力会社が参画する体制を構築する場合には、受注者が責任を持って契約上、実行上の品質要件を盛り込み、それに従ってコントロールすること。

(4) プロジェクト参画メンバー以外のものによる品質レビューを定期的に実施すること。

第 4　要員管理

1　体制管理

(1) プロジェクトはチームで構成し、各チームの役割、作業分担、編成時期、状況報告関係等を明確にした組織(要員)管理計画書を作成すること。また、各チームの作業分担と作業量に応じて、適切な要員配置を行うこと。

(2) 各作業工程、あるいは必要なタイミングにおいて、作業推進上の必要十分な組織（要員）の計画・編成を行い、体制を確立させること。

(3) 組織（要員）管理計画に基づく要員調達・配置を確実に実施すること。

(4) 全ての参画要員については、参画時に保有スキル、実務経験等の情報を提示することとし、事前に医療保険課の承認を得ること。また、変更が生じる場合は、その旨を速やかに医療保険課に提示し、承認を得ること。

(5) マルチベンダ構成による提案を行う場合、関係する業者間で十分な合意を得るとともに、チームを編成する参画業者の総責任者を決定し、体制を具体的に提案・説明すること。また、組織（要員）管理計画の作成や組織の編成時には、必ずこの位置づけを反映すること。

2　外部委託管理

(1) 本件の一部を第三者に委託する場合は、委託先及び根拠を明確にして医療保険課の承認を得ること。

(2) 受注者の関連会社や協力会社等、本件の受注者でない主体に本件に係る業務を再委託する場合や、派遣会社等を利用する場合は、事前に医療保険課の承認を得ること。

第5　課題管理

(1) プロジェクトで発生した課題については、その内容、発生日、担当者、検討状況、検討結果、解決日等の必要情報を一元的に管理すること。

(2) 定期的に課題対応状況を監視し、解決を促す仕組みを確立すること。

(3) 課題発生時には、速やかに医療保険課及び工程管理業者に報告し、対応を検討すること。

第6　コミュニケーション管理

(1) プロジェクト参画者の中で、コミュニケーション計画書を作成し、そのための仕組みを構築すること。

(2) 報告フォームについては、EVM、バランススコアカード等の手法を取り入れるなどして、現状、計画との差異、今後の予測、対応策などが盛り込まれていることなどを必須として、状況把握、各種判断を容易に行えるものを実現すること。

(3) 定期的、非定期的に関わらず、プロジェクトで実施すべきすべての会議・報告会等について、内容、出席者、開催頻度、提示情報、必要フォーム等を定義し、それを利用して主催すること。

(4) 進捗報告会を定例（1回／週）で開催すること。稼動後については、定期報告会を定例（1回／3ヶ月）で開催すること。

(5) 各会議後においては、議事録を作成し、会議内容を記録、報告し、医療保険課及び工程管理業者の承認を得ること。また、議事録は速やかに医療保険課及び工程管理業者へ提示すること。

第 7 章　設計・環境構築・テスト要件

第7章　設計・環境構築・テスト要件

第1　設計・環境構築要件

端末等及びLAN環境の設計・環境構築要件について、方針とする事項を以下に示す。

1　設計・環境構築実施計画の作成

(1) 設計・環境構築計画

① 本仕様書及び提案内容に基づき、全国健康保険協会システム全体の端末等及びLAN環境の設計、環境構築に関する計画業務を実施すること。

② スケジュール作成にあたっては、あらかじめ医療保険課と協議し、承認を得ること。

③ 本業務開始後、導入にあたっての基本的な方針について、速やかに成果物と関連付けた作業スケジュール、作業内容、作業担当者、レビュー実施計画、チェックポイント、開始条件・終了条件等、プロジェクトの作業工程を定義するドキュメント等を「プロジェクト実施計画書」に取りまとめ、その内容について医療保険課と協議し、承認を得ること。

④ 上記「プロジェクト実施計画書」に基づき、実際の設計・環境構築業務を実施すること。

(2) 設計

① 個別構築内容に対応する基本設計書、詳細設計書は受注者が作成し、医療保険課と協議し、了承を得ること。なお、作成したドキュメント類は医療保険課へ提出し、変更があった場合は随時更新すること。

② 機器操作等に必要な「システム管理者向けドキュメント」、「運用オペレータ向けドキュメント」、「保守作業者向けドキュメント」等は受注者が作成し、医療保険課の承認を得ること。なお、作成したドキュメント類は医療保険課へ提出し、変更があった場合は随時更新すること。

(3) 環境構築

上記設計書に基づき、次のものを受注者が作成し、医療保険課と協議し、承認を得ること。

① 設定項目一覧

② テスト手順書

③ テスト結果の作成

④ マスターCD（端末及び帳票クライアントサーバの環境を一括で構築することが可能な媒体）　等

2　設計・環境構築実施体制と役割

設計・環境構築等における関連業者との責任分界点について把握し、必要な調整事項等を洗い出し、医療保険課と協議の上、対応方針を決定すること。

(1) プロジェクト運営

医療保険課では、端末等及び LAN 環境の設計・環境構築に必要な全体の推進体制を整備する。また、プロジェクト運営を円滑に進めるために、受注者及び関連業者を統括する工程管理業者を設置し、工程管理業者においては、プロジェクト管理や成果物の変更管理、成果物の品質検証やレビュー実施等の業務、受注者の要望に応じて会議体の設定等の事務局業務を行う。

受注者は、設計・環境構築責任者などを設置し、医療保険課及び工程管理業者と調整して円滑にプロジェクト運営を実施すること。

(2) 環境構築準備

以下に記述する、各業務拠点にて LAN 環境を構築する際に発生する準備作業及び責任分界点について把握し、必要な調整事項等を洗い出し、医療保険課と協議の上、対応方針を決定すること。

受注者が各業務拠点に設置する機器（端末等、スイッチング・ハブ、LAN ラック（EIA（米国電子工業）規格）等）を導入する場所の確保、電源設備の確保は、各業務拠点にて実施する。

受注者においては、各業務拠点に設置する機器の設定、設置、構内配管又はケーブルラックの設置、光ケーブル分配キャビネット盤の設置、光ケーブル分配キャビネット盤取付用板の準備及び設置、配管に通す配線や機器の設置等を実施すること。なお、既設設備（縦配管、横配管等）の利用について業務拠点責任者をはじめとする関係者と調整のうえ、指示に従うこと。ここでは光回線の敷設を前提として受注者の対応範囲を整理しているが、メタル回線を敷設する場合であってもこの整理に準ずる範囲を受注者の対応範囲とすること。

図表 7-1　LAN環境構築準備作業に関連する受注者と他社との関係

No	作業名	備考	対象		
			ネットワークシステム業者	ファシリティ業者	受注者
1	引き込み線の設置	ネットワークシステムから光ケーブル接続キャビネット盤までを接続するケーブルの設置。	○		
2	引き込み用配管又は柱等の要否の調査及び判断	現地調査を行い、利用機関建物までの引き込みルートを確保する地下配管や引き込み用柱等の要否を判断する。	○		
3	引き込み用配管又は柱等の設置	地下から引く場合には引き込み口、地下配管への出入り口となるハンドホール、電柱から引く場合には引き込み口、引き込み用柱、引き込み線用フック等を含む。また、引き込み口から光ケーブルラック、ケーブルを保護するためのモール等を含む。 「2 引き込み用配管又は柱の要否の調査及び判断」に基づき設置する。		○	
4	光ケーブル接続キャビネット盤の設置		○		
5	光ケーブル接続キャビネット盤取付用板の準備及び設置		○		
6	業務拠点内レイアウト作成			○	
7	LAN 配線図の作成				○
8	LAN ケーブル配線・疎通確認	ケーブルへのタグ付与及び整線を含む。			○
9	機器構成図の作成	調達機器の設置構成図を作成。			○
10	光ケーブル分配キャビネット盤の設置				○
11	光ケーブル分配キャビネット盤取付用板の準備及び設置				○
12	機器設置スペースの確保			○	
13	調達機器の設置	機器設置用ラックの設置を含む。			○
14	電源・アース端子の確保	100V の電源及びアース。		○	

(3) 環境構築

以下に記述する、各業務拠点にて実施する端末等及び LAN 環境構築作業を作業主体者として実施すること。なお、落札後、関連業者より健康保険業務システム及び間接

業務システムを使用するために必要となる設定を一括で行うマスターCD を提供する予定である。

図表 7-2　端末等及びLAN環境構築作業項目

No	対象	主な作業
1	端末（ノート PC）	・ソフトウェアのインストール（※1）及びその設定を行うこと ・ネットワーク設定、DNS の参照設定、ActiveDirectory の参照設定、セキュリティ設定、ドメイン設定等を行うこと ・プリンタ、周辺機器等との接続設定を行うこと　等
2	端末（デスクトップ）	・ソフトウェアのインストール（※1）及びその設定を行うこと ・DNS の参照設定、ActiveDirectory の参照設定、ドメイン設定等を行うこと ・プリンタ、周辺機器等との接続設定を行うこと　等
3	帳票クライアントサーバ	・ソフトウェアのインストール（※1）及びその設定を行うこと。 ・DNS の参照設定、ActiveDirectory の参照設定、ドメイン設定等を行うこと ・プリンタ、周辺機器等との接続設定を行うこと ・SVF のツールを使用して帳票定義（用紙の実寸サイズ）を行うこと。用紙サイズを実寸サイズに比べ、縦方向で最大－1/6 インチ、横方向で最大＋1 インチのサイズ補正を行うこと。 ・UPS の設定　等
4	LAN 環境構築	・不正端末接続防止装置、L2 スイッチ、L3 スイッチ及びゾーンボックス（小型 HUB）等の設定（IP アドレスの設定等） ・UTP ケーブルの配線　等
5	その他	・各業務拠点に設置するレーザプリンタ（納付書用）にて印刷する「一般納付書　払込取扱票（A4 用紙）」及び「任意継続被保険者保険料　払込取扱票（A4 用紙）」の印字ずれが「第 3 章　第 1　2　図表 3-1　No.6」に示す値に収まるよう、設置後の調整作業を行うこと ・データセンターより移設する端末（以下、「移設端末」という。）へソフトウェアのインストール（※1）及びその設定を行うこと ・IC カードへの初期データ書き込み（※2） ・健康保険被保険者証への印字（※3）　等

※1　インストール対象ソフトウェアについては、「図表 7-3　インストール対象ソフトウェア」を参照すること。

※2　IC カードへ書き込む初期データについては、別途医療保険課より提示することとする。

※3　落札後プレ印刷された保険者証を医療保険課より提供することとする。また、保険者証への印字は、健康保険業務システム開発業者にて開発されたアプリケーション及び本調達にて購入するカードプリンタを用いて行うこと。

図表 7-3　インストール対象ソフトウェア

項目		搭載対象			
		端末（デスクトップ）	端末（ノート PC）	帳票クライアントサーバ	移設端末
業務 AP 基盤	.Net Framework 2.0 以上	○		○	
	Windows Server 2003 TS CAL	○	○		
	Windows CAL	○	○		
	レーザプリンタドライバ	○	○	○	
	レーザプリンタドライバ（納付書用）	○	○	○	
	ドットインパクトプリンタドライバ			○	
	カードプリンタドライバ	○	○	○	
	媒体読み書きソフトウェア（DVD/CD）	○	○		
	AdobeReader8.1 以上	○	○	○	
オフィス業務	Opn-GC Office 2007（※1）	○	○		
	Opn-GC Office Professional Plus 2007（※1）	○	○		○
	Opn-GC Visio Standard 2007（※1）		○		
	一太郎ガバメント 2008（※1）		○		
	ATOK2008（※1）	○	○		○
	Internet Explorer7.0	○	○		
運用管理	AssetSuite 資産管理ビュー	○	○	○	
セキュリティ管理	InfoCage　セキュリティリスク管理（クライアント）	○	○	○	
	ウイルス対策管理（エージェント）　Windows 用	○	○	○	
	ディスク暗号ソフトウェア	○	○		
	ファイル暗号ソフトウェア	○	○		
	IC カード管理ソフトウェア	○	○		
OS	Windows Server 2003 R2 SE x32			○	
	Windows Vista Business	○	○		
その他（※2）	外字フォント	○	○	○	
	JIS2004 フォント（MS 明朝 Ver.5.0）			○	
	SVF ソフトフォント（外字）			○	
	SVF ソフトフォント（JIS2004）			○	
	Sagent DesignStudio（※1）		○		
	BusinessObjects Designer（※1）		○		

項目		搭載対象			
		端末（デスクトップ）	端末（ノートPC）	帳票クライアントサーバ	移設端末
	Oracle Database Client 10g（※1）		○		
	SVF for Web/Client	○	○		
	Report Director Enterprise/Print Assistant(SVF)			○	
	CitrixPresentationServer クライアント	○	○		
	各種アプリケーション（※3）	○	○		

※1　搭載対象に示す機器にインストールすることとなるが、台数を限定するため、別途医療保険課と協議のうえ、指示に従うこと。

※2　落札後、関連業者より提供することとする。

※3　落札後、関連業者より提供するアプリケーションを、搭載対象機器にインストールすること。

第2　テスト要件

端末等及びLAN環境に関するテスト要件について、方針とする事項を以下に示す。

1　対象とするテストの範囲

受注者が設置・設定する端末等及びLAN環境の正常稼働を保証するために必要な作業（動作確認）を作業主体者として実施する。

また、健康保険業務システム開発業者及び間接業務システム開発業者が行う総合テスト及び外部接続テスト、健康保険業務システム基盤・ハードウェア開発業者が行う総合テスト（基盤）等、当該調達機器を利用して進める作業について、作業主体者からの指示に従い作業を行う。

具体的なテスト方法については「4 テスト方法」において記載する。

2　テスト実施計画の作成

受注者は、評価基準、開始・終了条件、テスト実施体制、テスト方法（使用ツール等含む）、テストデータ、テスト環境、テスト運営方法、テスト観点表について記述したテスト計画書を作成し医療保険課の承認を得ること。

本番運用時に想定されるすべてのケースを洗い出し、全ケースについて網羅的にテスト実施可能となるようテスト実施計画を策定すること。

テスト計画書は、動作確認について、作成すること。

また、テスト計画書に基づいてテスト及び支援を実施すること。

3　テスト実施体制と役割

受注者は各テストを円滑に推進するために、テスト実施責任者等を設置し、関連業者及び医療保険課との作業調整、進捗報告等を行うこと。以下に現在想定される関連業者との責任分界点について記載する。

図表 7-4　テスト作業における責任分界点

No	作業名	備考	対象				
			健康保険業務システム開発業者	間接業務システム開発業者	健康保険業務システム基盤・ハードウェア開発業者	ネットワークシステム業者	受注者
1	健康保険業務アプリケーションに関連するテストデータ等の提供	総合テストにおいて使用するアプリケーション等必要となる資材の提供	○				
2	間接業務アプリケーションに関連するテストデータ等の提供	総合テストにおいて使用するアプリケーション等必要となる資材の提供		○			
3	共通基盤に関連する端末等の設定情報	総合テスト（基盤）において必要となる端末の設定情報(業務拠点毎に必要となる接続 URL)等の提示			○		
4	ネットワークシステムの動作確認	データセンター及び各業務拠点に設置するネットワークシステムのルータ間での疎通確認				○	
5	端末等及び LAN 環境の動作確認	各業務拠点に導入する端末、プリンター等の動作確認及び不具合修正 各業務拠点に敷設する LAN 環境の疎通確認及び不具合修正					○

各テスト工程については、可能な限り医療保険課に負荷を与えることなく、受注者が責任を持って作業を実施すること。

4　テスト方法

(1) 動作確認の実施

① 環境構築工程にてインストールしたソフトウェア及び関連資材が所定の場所に格納されていることを確認すること。

② 健康保険業務システム開発業者及び間接業務システム開発業者から提供されるテストアプリケーション、テストデータ、及びテストケースを用い、開発アプリケーションが正常に動作するために必要となる設定が完了していることを確認すること。

③ 動作確認計画書を作成し、作業実施に協力が必要となる関係者に対する依頼事項を明確にするとともに、必要な調整、指示、作業状況確認等を主体者として実施すること。

④ 動作確認に伴って発生するハードウェアあるいはソフトウェアの設定変更作業を行うこと。

⑤ 動作確認終了時に、動作確認報告書を作成し、医療保険課へ報告すること。

(2) 総合テスト及び総合テスト（基盤）の支援

① 健康保険業務システム開発業者及び間接業務システム開発業者が行う総合テスト及び外部接続テストの作業支援を行うこと。

② 総合テスト及び外部接続テストにおける具体的な作業項目については、健康保険業務システム基盤開発業者及び間接業務システム開発業者が作成するテスト計画書において示すこととしているため、その計画書の事前確認を行い、作業の過不足の有無、作業推進方法の妥当性等について調整を行うこと。

③ 総合テスト及び外部接続テストを通じて発生した運用設計の変更、ハードウェアあるいはソフトウェアの設定変更作業を行うこと。

④ 健康保険業務システム基盤・ハードウェア開発業者及び間接業務システム基盤・ハードウェア開発業者が行う総合テスト（基盤）の作業支援を行うこと。

⑤ 総合テスト（基盤）における具体的な作業項目については、健康保険業務システム基盤・ハードウェア開発業者及び間接業務システム基盤・ハードウェア開発業者が作成するテスト計画書において示すこととしているため、その計画書の事前確認を行い、作業の過不足の有無、作業推進方法の妥当性等について調整を行うこと。

⑥ 総合テスト（基盤）を通じて発生した運用設計の変更、ハードウェアあるいはソフトウェアの設定変更作業を行うこと。

5　動作確認用テストデータ

受注者は動作確認で使用するデータが存在する場合、テスト計画書に使用するデータの種類等を記載し、使用したテストデータをテスト結果とともに納品すること。

健康保険業務システム開発業者及び間接業務システム開発業者提供データ、健康保険業務システム基盤・ハードウェア開発業者及び間接業務システム基盤・ハードウェア開発業者提供データ、外部接続先システム提供データ等を使用する場合については、その管理方法等について医療保険課の指示に従うこと。

なお、テスト時に使用した不要なデータ、ユーザ ID、プロセス、サービス等は移行実施前には完全に削除すること。

第 8 章　運用保守要件

第 8 章　運用保守要件

本調達において求める運用関連作業としては、運用設計及び機器設置後から平成 20 年 9 月 30 日までの運用保守を対象とする。

また、同様に保守関連作業としては、保守設計及び対象機器のリース期間（平成 20 年 8 月 1 日～平成 25 年 7 月 31 日）における保守を対象とする。

なお、平成 20 年 10 月 1 日以降の運用については、別途調達予定である運用業者にて実施することとする。また、平成 20 年 10 月 1 日以降は新たに発足する協会がリース契約を承継するため、保守についても同様にリース期間にわたって継続して行えることを求める。

1　基本方針

受注者は、端末等及び LAN 環境を正常に稼動させ、システム障害・装置等の故障など不具合が生じた場合でもこれを直ちに回復させ、業務運用の質を低下させることのないよう、関連業者と密接に連携し、運用・保守業務を行うこと。

応札者は提案書において、本章に示す要件に対する理解を示すとともに、具体的な業務内容及び支援作業内容の提案を行うこと。

2　対象範囲

本調達における受注者の運用・保守業務の対象範囲を以下に示す。

(1) 運用保守設計

① 端末等及び LAN 環境の運用設計と保守設計

② 運用・保守作業に必要な書類（計画書、マニュアル、報告様式等）の作成

(2) 運用保守業務

① 端末等及び LAN 環境に関する運用保守（機器設置～平成 20 年 9 月 30 日）

② システム開発担当業者、職員等からの端末等及び LAN 環境に関する問合せ対応（同上）

③ 端末等及び LAN 環境に関する調達対象ハードウェア及びソフトウェアの保守（平成 20 年 10 月 1 日～平成 25 年 7 月 31 日）

3　運用体制

平成 20 年 10 月 1 日以降に想定する運用体制について「図表 8-1　運用・保守に係る作業分担」に示す。運用業務受注者は、平成 20 年 10 月以降に調達予定であるため、受注者は、機器設置後～平成 20 年 9 月までは本調達対象である端末等及び LAN 環境に関わる運用業務を実施すること。

図表 8-1　運用・保守に係る作業分担

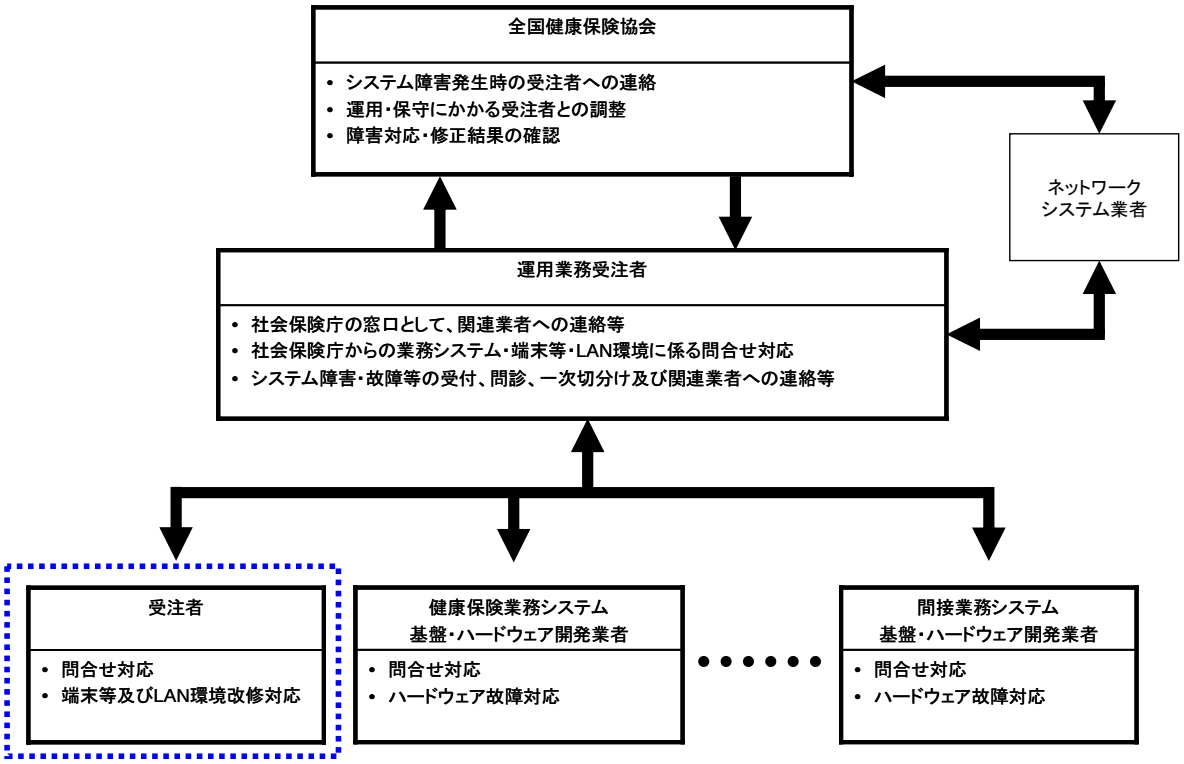

4　運用設計要件

以下の要件を満たした運用計画書、マニュアル等について、関連業者と協議の上で作成し、医療保険課に提出し、承認を得ること。

(1) 運用計画の作成

① 業務イベント等を考慮した年間運用計画を作成すること。
② 年間運用計画に基づいて、月次、日次等の運用計画を作成すること。
③ 運用管理ルールを作成すること。
④ 運用管理ルールに基づいた作業を実施するための研修計画を作成すること。
⑤ 運用実施体制を明記すること。問合せ窓口を一本化し、職員及び関連業者との連絡を円滑かつ迅速に行える体制とすること。また、全体管理者、セキュリティ管理責任者、作業管理者、作業担当者等の役割を定め、運用の確実性、安全性、効率性を目指すこと。
⑥ 事故及び障害が発生した際の報告・復旧・再発防止に係る手順、及び体制を作成すること。なお、事故及び障害の影響度に応じた手順及び体制を検討すること。
⑦ 管理対象となるデータ、ハードウェア及びソフトウェアの管理ルール（対象物一覧管理、ライセンス管理等）を作成すること。
⑧ 管理対象となるデータ、ハードウェア、ソフトウェア、及びネットワークに保守関連情報（セキュリティ脆弱性情報、パッチ提供情報等）を定期的に把握するための手順、体制を作成すること。
⑨ システム運用の信頼性、効率性、実行性等を考慮した SLA(Service Level Agreement)について社会保険庁と調整し、作成すること。
⑩ SLA の変更管理手順を作成すること。

(2) 運用方式の設計

① 上記の運用計画書に従った運用を推進するにあたり、最大限作業を自動化（システム化）するための方式を設計・導入すること。
② なお、健康保険業務システム基盤・ハードウェア開発業者にて構築するシステム運用環境（データセンタ内に設置）※において、以下に挙げる仕組みは備えているため、運用においてはこれを活用することとし、実現方式については提案書に記載すること。

－端末等及び LAN 環境へのソフトウェアパッチ等の資源配付
－端末等及び LAN 環境のインベントリ情報の収集
※NEC 社製の「WebSAM シリーズ」を利用

(3) 運用関連書類の作成

① 運用計画書に基づき、必要となるすべての作業を網羅した運用マニュアルを作成すること。
② 運用マニュアルは、運用業務受注者用、協会職員用（システム管理担当、利用者用）等、マニュアル利用者別に作成すること。
③ 本調達の受注者以外の者が活用する資料であるため、用語集を作成する等し、理解を容易にするための工夫を施すこと。
④ マニュアルに即して実務を行う上で必要となる各種管理簿や報告書類等の様式及び記入要領を作成すること。
⑤ 運用関連書類は医療保険課に提出し、承認を得ること。

5　保守設計要件

以下の要件を満たした保守計画書、マニュアル等について、関連業者と協議の上で作成し、医療保険課に提出し、承認を得ること。

(1) 保守計画（共通）

① 調達対象物品に係る保守作業を実施するための計画及び手続きを定義すること。
② 関連業者も含んだシステムの運用体制責任者及び役割を定義すること。
③ 全ての納入物について、保守の窓口を一本化し、各業務拠点への連絡を円滑かつ迅速に行える仕組みとすること。
④ 想定される障害、災害等に備えて、各々のレベルに応じた復旧のための基本方針、手順を具体的に定義すること。
⑤ 保守作業におけるセキュリティ確保のための対応手順を定義すること。
⑥ 保守作業は、原則、オンサイト対応とすること。
⑦ 保守対応時間は、全国健康保険協会システムの開始及び終了時間を考慮し、原則、7 時～19 時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）とする。ただし、機器設置後から稼動直前の期間においては、休日・夜間におけるテスト等の作業が想定されるため、関連業者および医療保険課と協議した上で、保守対応時間を決定すること。
⑧ また、平日稼動延長及び休日稼動を実施する場合においては、これらに係る保守対応業務は実施するほか、障害や問合せ等が解決していないときは、業務時間外であっても必要な対応を行うこと。
⑨ 受注者は、障害が発生した際に運用業者が実施する切分け作業等について必要な支援を行うこと。ただし、機器設置後から稼動直前の期間においては、テスト及びシステム移行作業等が想定されるため、関連業者が実施する障害切分け作業について必要な支援を行うこと。
⑩ 医療保険課又は運用業者の指示のもと、本調達で納入したハードウェア及びソフトウェアについて、障害対応（修正、点検等）を行うこと。
⑪ 障害対応の実施後は、医療保険課又は運用業者において完了確認を行うため、必要な支援を行うこと。

(2) 保守計画（端末等）

① 障害対応の実施においては、運用業者と障害対応方法についてレビューを行い、その完全性を確認の上、医療保険課の承認を得ること。

② ソフトウェアの保守にあたっては、以下に留意すること。

a　納入したソフトウェアについて、保守作業が支障なく行うことができるよう、リース期間において、製造者からのサポートを確実に受けること。

b　納入したソフトウェアについて、セキュリティ対策パッチ及び不具合修正パッチが製造元より提供された場合、速やかに運用業者が当該パッチを入手できる手段を提供すること。ウイルス対策ソフトの定義ファイルも同様とする。

c　契約期間中に製造者側の都合によりサポートが終了した場合は、製造者との個別契約等により、可能な限り同等のサポートを得られるようにすること。なお、受注者は、自社製品以外の製品についても、一元的な窓口となり、サポートを受けられるようにすること。

③ ハードウェアの保守にあたっては、以下に留意すること。

a　定期保守が必要な機器については、定期保守の頻度、時間帯を医療保険課と調整し、実施すること。

b　ハードウェア保守の実施状況は、定期的に報告すること。

c　納入したハードウェアについて、保守作業が支障なく行うことができるよう、契約期間内において、製造者からのサポートを確実に受けること。

d　契約期間中に製造者側の都合によりサポートが終了した場合は、製造者との個別契約等により、可能な限り同等のサポートを得られるようにすること。なお、受注者は、自社製品以外の製品についても、一元的な窓口となり、サポートを受けられるようにすること。

(3) 保守計画（LAN 環境）

① 障害対応の実施にあたっては、関連業者との連携を図り、障害の分析及び障害箇所の特定を行うこと。

② 障害対応の実施においては、運用業者と障害対応方法についてレビューを行い、その完全性を確認の上、医療保険課の承認を得ること。

③ ハードウェアの保守にあたっては、以下に留意すること。

a ハードウェアの保守は、障害の切分け実施後、必要に応じて予備機への交換、システム保全のための故障箇所の切離しなど機器操作マニュアル、障害対応手順書などに従いオンサイトで実施すること。

b 定期保守が必要な機器については、定期保守の頻度、時間帯を医療保険課と調整し、実施すること。

c ハードウェア保守の実施状況は、定期的に報告すること。

d 納入したハードウェアについて、保守作業が支障なく行うことができるよう、契約期間内において、製造者からのサポートを確実に受けること。

e 納入したハードウェアについて、セキュリティ対策パッチ及び不具合修正パッチが製造元より提供された場合、速やかに運用業者が当該パッチを入手できる手段を提供すること。

f 契約期間中に製造者側の都合によりサポートが終了した場合は、製造者との個別契約等により、可能な限り同等のサポートを得られるようにすること。なお、受注者は、自社製品以外の製品についても、一元的な窓口となり、サポートを受けられるようにすること。

(4) 臨時保守対応

① 部品の磨耗等により機器の正常な稼動が保てないと思慮される場合又は開発・製造業者等のリコールが行われる場合には、部品の交換、整備及びリコールの実施等について医療保険課及び運用業者と協議し、必要な対応を行うこと。

② 臨時保守を行う場合には、必要な準備期間を見込んだ期日に予め医療保険課及び運用業者へ連絡し、事前に了解を得ること。

(5) その他（共通）

① 保守対応等の実施のために必要となる部品・消耗品等に要する費用はすべて、受注者の負担とする。

② 端末等及びLAN環境の保守用として専用のハードウェア及びソフトウェア等が必要となる場合は、受注者の負担により準備すること。

③ ソフトウェアの改修又はハードウェア保守の実施により、ソフトウェア設計書等ドキュメント又は資産管理のドキュメント等に修正があった場合は、これを随時更新し、医療保険課に提出すること。また、保守の実施内容を定型的な報告書により、医療保険課に報告すること。

(6) その他（端末等）

① 廃棄する障害機器等から個人情報が漏洩することを防ぐために、データ消去ソフトウェアあるいはデータ消去装置等を用いて、当該機器に記録されているすべての情報を復元が困難な状態にすること。

② 応札者は提案書において、カラーレーザープリンタ、ドットインパクトプリンタ等定期点検を実施する対象機器、定期点検頻度、定期点検に必要な時間（1 台あたりの平均値）及び定期的に交換が必要となる部品・耐久消耗部材の一覧を記述すること。

(7) その他（LAN 環境）

① 保守要員の駆け付け時間は、連絡を受けてから各業務拠点に保守要員が到着するまでの時間とし、本部については原則 2 時間以内、支部については原則 4 時間以内とする。

② 平均故障復旧時間（MTTR：Mean Time To Repair）は、機械に故障が検知された時刻から故障が復旧した時刻までに要した時間の 1 ヶ月あたりの平均値とし、6 時間以内とする。なお、MTTR は以下の式より算出する。

算出式：MTTR＝1 ヶ月当総故障復旧時間　÷　1 ヶ月当総故障件数

a　故障復旧とは、機器の故障原因を排除し、正常に稼働することを確認し、職員が利用可能な状態にあることとする。

b　「5　保守設計要件　(1)保守計画　⑥」において定義した「保守対応時間」以外の時間帯については、故障復旧時間に計上しないこととする。

c　冗長構成を有している場合であっても、サービスの低下が生じる場合には、サービスの低下時間の 1/2 の時間を、故障復旧時間として計上する。

d　社会保険庁側に責任があることが確認できた場合には、故障復旧時間計算の対象から除外するが、故障復旧は行うこと。

e　故障した機器と同等以上の代替機器あるいはサービスの提供を受けた場合には、故障復旧したものとする。この場合、故障復旧時刻とは、代替機による稼働が確認された時刻を指す。

③ 平均故障間隔(MTBF:Mean Time Between Failures)は機器に故障が発生してから、次に故障が発生するまでの平均時間とし、1080 時間以上(1.5ヵ月以上)とする。なお、MTBF は以下の式より算出する。

算出式：MTBF＝導入機器台数×総稼働時間÷総故障件数

a　総稼働時間及び総故障件数は、端末等及び LAN 環境稼働日からの累計であるが、1 年毎に評価を行うため、総稼働時間及び故障件数については毎年リセットする。ただし、経過については月次で報告すること。

b　機器の稼働状態（停止、通常稼働）に関わらず、すべての故障・不具合（ソフトウェアの欠陥、脆弱性を含む）を故障件数として取り扱うこと。なお、指定ソフトウェアの欠陥及び脆弱性については、故障件数として取り扱わない。

c　社会保険庁側に責任があることが確認できた場合は故障件数として取り扱わない。

(8) 保守マニュアル・障害対応手順書の作成

① 保守設計書に基づき、端末等及び LAN 環境の定常運用において実施が必要となる保守作業を網羅した保守マニュアルを作成し、医療保険課に提出し承認を得ること。

② 障害、災害等に備えて、端末等及び LAN 環境の迅速な復旧のための作業手順を示した障害対応手順書を作成し、医療保険課に提出し承認を得ること。

6　運用実施要件

① 運用設計の内容に従い、[2　対象範囲　(2) 運用保守実務　①]で示した期間について運用実務を実施すること。

② 運用を実施する過程で定期的に運用状況レビュー会議を開催する等し、必要に応じて運用設計内容を見直すこと。

③ 運用実施期間においては、システム本番稼動前のテストや移行を関連業者が実施

しているため、必要な支援（資源稼動情報の提供、問い合わせ対応等）を実施すること。

④ 作業に関する指示・報告・調整系統については、システム運用手順書作成の過程で医療保険課と調整すること。

⑤ 運用業務の遂行上、専用のハードウェア及びソフトウェア等が必要となる場合は、受注者の負担により準備すること。

7　保守実施要件

① 保守設計の内容に従い、[2　対象範囲　(2) 運用保守実務　③]で示した期間について保守実務を実施すること。

② 保守を実施する過程で定期的に保守状況レビュー会議を開催する等し、必要に応じて保守設計内容を見直すこと。

③ 平成 20 年 9 月 30 日までは、システム本番稼動前のテストや移行を関連業者が実施しているため、必要な支援（設定変更、機器配置変更等）を実施すること。

④ 作業に関する指示・報告・調整系統については、作業実施計画書作成の過程で医療保険課と調整すること。

⑤ 保守業務の遂行上、専用のハードウェア及びソフトウェア等が必要となる場合は、受注者の負担により準備すること。

第 9 章　妥当性証明

第９章　妥当性証明

第１　調達担当課室の長

社会保険庁運営部医療保険課長　松岡　正樹